平成11年(ワ)第12866号 意匠権侵害行為差止等請求事件 口頭弁論終結日 平成13年10月30日

> 株式会社パラデック 訴訟代理人弁護士 田 秀 治 和 補佐人弁理士 计 本 義 服部製鏡株式会社 被 被 告 株式会社ランリイ工業 榮 郎 被告ら訴訟代理人弁護士 喜 治 文 被告ら補佐人弁理士 田 博 東 尾 正 同 鳥 同 居 和 久 同 田 Ш 孝 由 主

被告服部製鏡株式会社は、別紙イ号製品目録、ロ号製品目録、ハー1号製品目 録及び二号製品目録記載の写真立てを製造し、販売し又は販売のために展示しては ならない。

被告株式会社ランリイ工業は、別紙イ号製品目録、口号製品目録、ハー1号製 品目録及び二号製品目録記載の写真立てを販売し又は販売のために展示してはなら

- 被告株式会社ランリイ工業は、原告に対し、金248万1833円及びこれに 対する平成12年9月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 訴訟費用は、原告に生じた費用の3分の1と被告服部製鏡株式会社に生じた費 用の3分の2を被告服部製鏡株式会社の負担とし、原告に生じた費用の3分の1と 被告株式会社ランリイ工業に生じた費用の3分の2を被告株式会社ランリイ工業の 負担とし、原告に生じたその余の費用、被告服部製鏡株式会社に生じたその余の費用及び被告株式会社ランリイ工業に生じたその余の費用を原告の負担とする。 7 この判決は、第1ないし第4項に限り、仮に執行することができる。

事 実

当事者の求めた裁判

請求の趣旨

- 被告服部製鏡株式会社は、別紙イ号製品目録、口号製品目録、ハー1号製 (1) 品目録、ハー2号製品目録及び二号製品目録記載の写真立てを製造し、販売し又は 販売のために展示してはならない。
- 被告株式会社ランリイ工業は、別紙イ号製品目録、口号製品目録、ハー1 号製品目録、ハー2号製品目録及び二号製品目録記載の写真立てを販売し又は販売 のために展示してはならない。
- 被告らは、原告に対し、連帯して金1000万円及びこれに対する平成1 2年9月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - (4) 訴訟費用は被告らの負担とする。
 - 仮執行宣言 (5)
 - 請求の趣旨に対する答弁(被告ら)
 - 原告の請求をいずれも棄却する。 (1)
 - (2) 訴訟費用は原告の負担とする。
- 当事者の主張
 - 請求原因
 - (1) (意匠権)

原告は、次の意匠権(以下「本件意匠権」といい、その登録意匠を「本件登録意匠」という。)を有している。

登録意匠番号 第1055039号

意匠に係る物品 写真立て

平成10年10月21日 出願年月日 出願番号 10 - 030646登録年月日 平成11年8月13日

登録意匠 別添意匠公報写し記載のとおり 原告は、本件登録意匠を本意匠とする次の類似意匠の意匠権を有してい

る。

登録意匠番号 第1055039号の類似1 意匠に係る物品 写真立て

出願年月日 平成10年10月21日 登録年月日 平成11年8月13日

登録意匠 別添意匠公報写し記載のとおり

(2) (原告製品の製造販売)

原告は、別紙原告製品目録一及び二記載の写真立て(以下、別紙原告製品目録一記載の写真立てを「原告製品一」、同目録二記載の写真立てを「原告製品二」といい、これらをまとめて「原告製品」という。)を、平成10年6月25日から製造販売している。

原告製品の製品番号は、次のとおりである。

原告製品— サイズ大 ID301 原告製品— サイズ中 ID201 原告製品— サイズ小 ID101 原告製品二 サイズ大 ID300 原告製品二 サイズ中 ID200 原告製品二 サイズ小 ID100

(3) (被告服部製鏡の行為)

被告服部製鏡株式会社(以下「被告服部製鏡」という。)は、平成10年8月7日以降、別紙イ号製品目録、ロ号製品目録、ハー1号製品目録、ハー2号製品目録及び二号製品目録記載の写真立て(以下、これらの写真立てを各目録の名称に従い「イ号製品」等といい、これらをまとめて「被告製品」という。)を製造し、これを被告株式会社ランリイ工業(以下「被告ランリイ」という。)に販売している。

被告製品の被告ランリイにおける製品番号は、次のとおりである。

イ号サイズ大 PC55 イ号サイズ中 PC53 イ号サイズ小口号サイズ大 PC51 PC54 ロ号サイズ中 PC52 ロ号サイズ小 PC50 ハー1号サイズ大 LC1001 ハー 1 号サイズ大 PC1105 ハー 1号サイズ中 LC801 ハー 1号サイズ小 LC601 ハー2号 PC1100 ハー2号 PC1101 LC1000 ニ号サイズ大 ニ号サイズ中 LC800 ニ号サイズ小 LC600

(4) (被告ランリイの行為)

被告ランリイは、被告服部製鏡から被告製品を購入し、平成10年8月7日以降これを小売店等に販売している。

(5) (意匠の同一又は類似)

被告製品は、いずれも本件登録意匠と同一又は類似である。

(6) (形態模倣)

ア イ号製品は、原告製品一と形態が同一であり、イ号製品は、原告製品一 を模倣したものである。

イ ロ号製品は、原告製品二と形態が同一であり、ロ号製品は、原告製品二 を模倣したものである。

ウ 原告製品ーとハー1号製品及びハー2号製品を比較すると、支持部材を取り付けるねじの形状が、原告製品一では、周囲にすじを有する円柱形であるのに対し、ハー1号製品及びハー2号製品では先端が丸みを帯びた六角形である点で相違する。しかし、原告製品一、ハー1号製品及びハー2号製品の構成のうち観者の注意を引くのは、四辺を構成している金属製のフレームや支持部材の形状及びその取り付け位置であり、ねじの形状の相違は微差にすぎず、原告製品ーとハー1号製

品及びハー2号製品の形態は、実質的に同一である。そして、ハー1号製品及びハ - 2号製品は原告製品一を模倣したものである。

原告製品二と二号製品を比較すると、 支持部材を取り付けるねじの形状 が、原告製品二では、周囲にすじを有する円柱形であるのに対し、二号製品では先 端が丸みを帯びた六角形である点で相違する。しかし、原告製品二及び二号製品の 構成のうち観者の注意を引くのは、四辺を構成している金属製のフレームや支持部 材の形状及びその取り付け位置であり、ねじの形状の相違は微差にすぎず、原告製品こと二号製品の形態は、実質的に同一である。そして、二号製品は原告製品二を 模倣したものである。

被告らは、被告製品の意匠は被告服部製鏡代表者が創作したものである と主張して原告製品の模倣を否認するが、本件登録意匠は原告代表者が創作したも のである。

(7)(故意過失)

被告服部製鏡には、被告製品の製造販売を始めたときから、原告製品で を模倣したイ号製品、ハー1号製品及びハー2号製品を製造販売すること、並びに 原告製品二を模倣したロ号製品及び二号製品を製造販売することにつき、故意又は 過失があった。

イ 原告は、平成10年7月9日、大阪装粧品工業協同組合に対して、本件 登録意匠及びその類似意匠と同一の形態の写真立て(商品名「シースルーアートフ レーム」。以下、本件登録意匠及びその類似意匠と同一の形態の写真立てを「本件写真立て」という。)につき、同組合の登録品制度に基づく商品登録の申請を行 い、本件写真立ては、同月中旬ごろ、同組合の広報誌に掲載され、同組合事務所に 展示され、同年8月20日までの異議申立期間に異議申立てがなかったことから、 同年9月8日、登録が認定された。被告ランリイは、同組合の組合員であるから、 遅くとも、同日以降、被告ランリイには、原告製品一を模倣したイ号製品、ハー1 号製品及びハー2号製品を販売すること、並びに原告製品二を模倣した口号製品及 び二号製品を販売することにつき、故意又は重過失があった。

原告代表者と原告の専務取締役であるA(原告代表者の息子)は、平成 10年9月21日、被告ランリイを訪れ、被告ランリイ代表者らに対し、本件写真立ては原告代表者が創作したものであり、被告ランリイも組合員である大阪装粧品工業協同組合に原告の商品として登録済みであることを説明し、本件写真立ての販工業協同組書に関する。 売の中止を要請した。また、同年10月16日、大阪装粧品工業協同組合の担当者 が被告ランリイの事務所を訪れ、組合で決まったことは守らなければならない旨述 べ、本件写真立ての販売の中止を要請した。したがって、被告ランリイには、遅く とも、同日以降、原告製品一を模倣したイ号製品、ハー1号製品及びハー2号製品を販売すること、並びに原告製品二を模倣したロ号製品及び二号製品を販売することにつき、故意又は重過失があった。
(8)(関連共同性)

被告服部製鏡は、本件写真立てを製造して被告ランリイのみに販売してお 本件写真立てのカタログは被告ランリイが費用をかけて製作しており、被告服 部製鏡と被告ランリイは、前者が製造者、後者が独占的販売業者としての役割をも って、本件写真立てを共同して販売している。したがって、被告服部製鏡の製造販 売行為と被告ランリイの販売行為との間には、共同不法行為の要件である客観的関 連共同性がある。

(9) (損害額の計算方法)

原告は、被告らに対し、損害賠償として、原告の逸失利益(不正競争防止 法4条)、意匠法39条1項に基づく損害額、被告らが受けた利益(不正競争防止 法5条1項又は意匠法39条2項)のいずれか認められるもののうち最も多額のも のを請求する。

(10) (原告の逸失利益)

(原告製品1個当たりの利益)

(ア)(販売価格)

る。

原告が小売店に販売する際の原告製品の販売価格は、次のとおりであ

540円 サイズ大 サイズ中 441円 サイズ小 337.5円 (イ) (原価)

原告は、原告製品の本体を協立製作所から購入しており、その価格 は、次のとおりである。 サイズ大 275円 サイズ中 240円 サイズ小 185円 原告は、原告製品の中に入れる中紙を株式会社トーホーから購入し ており、その価格は、次のとおりである。 サイズ大 8円 サイズ中 5 2円 サイズ中 5. 2円 サイズ小 4.6円 原告は、原告製品の上部アルミフレームの抜け落ちを防止するため に本体の外部に貼付するストッパーシールを三宅実業株式会社から購入しており、 その価格は1枚1 65円である。 原告は、原告製品のサイズ大の外装箱(段ボール製)を佐藤紙器か ら購入し、サイズ中及びサイズ小の外装箱(ボール紙製)を株式会社西山印刷所か ら購入しており、1箱当たりの価格は次のとおりである。 サイズ大 16円 サイズ中 7. 5円 サイズ小 7. 5円 原告は、原告製品の小売店への運送を西濃運輸株式会社に依頼し、 その運送費を負担しており、その運送費は、平均で1ケース当たり600円であ る。各原告製品の1個当たりの運送費は、600円を1ケースに入り得る個数で除することにより求めることができる。各原告製品の1ケースに入り得る個数及び1個当たりの運送費は、次のとおりである。 サイズ大 7 2 個 (600円÷72個=8.3円) サイズ中 84個 7.14円 (600円÷84個=7.14個) サイズ小 120個 (600円÷120個=5円) 各原告製品の原価は、上記aないしeの本体、中紙、ストッパーシ 一ル、外装箱、運送費の価格の合計であり、次のとおりである。 サイズ大 308.95円 (275円+8円+1.65円+16円+8.3円=308.9 5円) サイズ中 261.49円 (240 H + 5.2 H + 1.65 + 7.5 H + 7.14 H = 261. 49円) サイズ小 203.75円 (185 + 4.6 + 1.65 + 7.5 + 5 = 203.75円) (ウ) (利益) 原告が原告製品の販売によって原告製品1個当たりにつき得る利益 は、販売価格(前記(ア))から原価(前記(イ)f)を差し引くことにより求めら れ、その額は、次のとおりである。 サイズ大 231.05円 (540 H - 308, 95 H = 231, 05 H)サイズ中 179.51円 (441 円 - 261 . 49 円 = 179 . 51 円)サイズ小 133.75円 (337.5円-203.75=133.75円)イ (販売数量) 被告ランリイが平成12年7月末までに小売店等に販売した被告製 品の数量は、別紙第1一1表のとおりであり、各被告製品ごとの合計は、次のとお りである。 イ号サイズ大(PC55) 1684個 イ号サイズ中(PC53) 4721個 イ号サイズ小(PC51) 2932個

```
ロ号サイズ大(PC54)
                     2412個
ロ号サイズ中 (PC52)
                     5302個
ロ号サイズ小(PC50)
                     3254個
ハ-1号サイズ大(LC1001)
                     1134個
ハー1号サイズ大(PC1105)
                     2051個
                     3345個
ハ-1号サイズ中(LC801)
ハー1号サイズ小(LC601)
                     4881個
ハ-2号(PC1100)
                   1万0377個
ハー2号(PC1101)
                      2740個
- 号サイズ大(LC100)
                      2178個
                     6673個
二号サイズ中(LC800)
二号サイズ小(LC600)
                      6547個
```

6万0231個 合計

(イ)a 被告製品のうち、原告製品のサイズ大に相当するものは、イ号サ イズ大 (PC55)、口号サイズ大 (PC54)、ハー1号サイズ大 (LC100 1、PC1105)、ハー2号(PC1100、PC1101)、二号サイズ大 (LC1000) である。

被告ランリイが販売したこれらの被告製品の合計は、2万2576 個である。

(1684個+2412個+1134個+2051個+1万03 77個+2740個+2178個=2万2576個)

被告製品のうち、原告製品のサイズ中に相当するものは、イ号サイ ズ中(PC53)、口号サイズ中(PC52)、ハー1号サイズ中(LC80 1)、二号サイズ中(LC800)である。

被告ランリイが販売したこれらの被告製品の合計は、2万0041 個である。

(4721個+5302個+3345個+6673個=2万00

4 1 個)

被告製品のうち、原告製品のサイズ小に相当するものは、イ号サイ ズ小(PC51)、口号サイズ小(PC50)、ハー1号サイズ小(LC60 1)、二号サイズ小(LC600)である。

被告ランリイが販売したこれらの被告製品の合計は、1万7614 個である。

(2932個+3254個+4881個+6547個=1万76

14個)

ウ (逸失利益)

逸失利益は、原告が原告製品1個当たりにつき得る利益(前記ア(ウ)) に、被告ランリイが販売した被告製品の数量(前記イ(イ) a ないし c)を乗じるこ とにより求められ、その額は次のとおりであり、その合計は1116万9617円 である。

サイズ大 521万6184.8円 (231.05円×2万2576個=521万6184.8円) サイズ中 359万7559.91円 (179.51円×2万0041個=359万7559.91円) サイズ小 235万5872.5円 (133.75円×1万7614個=235万5872.5円)

1116万9617円

(521万6184.8円+359万7559.91円+235万5 872.5円=1116万9617円)

(11) (意匠法39条1項に基づく損害額)

意匠法39条1項に基づく損害額は、原告が原告製品1個当たりにつき得る利益に、販売数量を乗じて求めることができるが、被告服部製鏡の販売数量と被 告ランリイの販売数量を比較すると、被告ランリイの販売数量の方が少ないから、 被告ランリイに対する請求とともに、被告服部製鏡に対する請求においても、被告 ランリイの販売数量を乗じた金額を請求する。

その合計は、前記(10)ウのとおり1116万9617円である。

(12) (被告服部製鏡の利益)

ア(被告服部製鏡の被告製品1個当たりの利益)

```
(ア) (販売価格)
```

被告服部製鏡の被告ランリイへの販売価格は、次のとおりである。

イ号サイズ大(PC55)、口号サイズ大(PC54)、ハー1号 サイズ大(LC1001、PC1105)、ハー2号(PC1100、PC110 1)、二号サイズ大(LC1000)

275円

イ号サイズ中(PC53)、口号サイズ中(PC52)、ハー1号 サイズ中(LC801)、二号サイズ中(LC800)

220円

イ号サイズ小(PC51)、口号サイズ小(PC50)、ハー1号 サイズ小(LC601)、二号サイズ小(LC600) 165円

(イ)(原価)

被告服部製鏡における被告製品の原価は、別紙第2-1表のとおりで あり、各被告製品につき、次のとおりである。

イ号サイズ大 (PC55)、口号サイズ大 (PC54)、ハー1号 サイズ大(LC1001、PC1105)、ハー2号(PC1100、PC110 1)、二号サイズ大(LC1000)

171.18円

イ号サイズ中(PC53)、口号サイズ中(PC52)、ハー1号 サイズ中(LC801)、二号サイズ中(LC800) 137.74円

イ号サイズ小 (PC51)、口号サイズ小 (PC50)、ハー1号 サイズ小(LC601)、二号サイズ小(LC600)

110.68円

(ウ) (利益)

被告服部製鏡が被告製品1個当たりにつき得る利益は、販売価格(前 記(ア)) から原価 (前記(イ)) を差し引くことにより求められ、その額は、次のと おりである。

イ号サイズ大(PC55)、ロ号サイズ大(PC54)、ハー1号サイズ大(LC1001、PC1105)、ハー2号(PC1100、PC110 1)、二号サイズ大(LC1000)

103.82円

(275 P - 171. 18 P = 103. 82 P)

イ号サイズ中(PC53)、口号サイズ中(PC52)、ハー1号 サイズ中(LC801)、二号サイズ中(LC800) 82.26円

(220円-137.74円=82.26円) イ号サイズ小 (PC51)、口号サイズ小 (PC50)、ハー1号 サイズ小 (LC601)、二号サイズ小 (LC600)

54.32円

(165 - 110.68 = 54.32 = 54.

イ(被告服部製鏡の販売数量)

被告服部製鏡が平成12年7月末までに被告ランリイへ販売した被告製 品の数量は次のとおりである。

イ号サイズ大(PC55)	2252個
イ号サイズ中(PC53)	5626個
イ号サイズ小(PC51)	2973個
口号サイズ大(PC54)	2551個
口号サイズ中(PC52)	6110個
口号サイズ小(PC50)	3 7 0 4 個
ハー1号サイズ大(LC1001)	3 1 5 7 個
ハー1号サイズ大(PC1105)	672個
ハー1号サイズ中(LC801)	4062個
ハー1号サイズ小(LC601)	5441個
ハー2号(PC1100)	9132個
ハー2号(PC1101)	1706個
二号サイズ大(LC1000)	2604個

二号サイズ中(LC800)6741個二号サイズ小(LC600)6542個合計 6万3273個

ウ(被告服部製鏡の利益)

被告服部製鏡の利益は、被告服部製鏡が被告製品1個当たりにつき得る利益(前記ア(ウ))に、被告服部製鏡が販売した被告製品の数量(前記イ)を乗じることにより求められ、その額は次のとおりであり、その合計は、515万9392円である。

23万3803円 イ号サイズ大(PC55) (103.82円×2252個=23万3803円) イ号サイズ中(PC53) 46万2795円 (82.26円×5626個=46万2795円) イ号サイズ小(PC51) 16万1493円 (54. 32円×2973個=16万1493円) ロ号サイズ大(PC54) 26万4845円 (103.82円×2551個=26万4845円) ロ号サイズ中(PC52) 50万2609円 (82.26円×6110個=50万2609円) ロ号サイズ小(PC50) 20万1201円 (54. 32円×3704個=20万1201円) ハー1号サイズ大(LC1001) 32万7760円 (103.82円×3157個=32万7760円) ハー1号サイズ大(PC1105) 6万9767円 (103.82円×672個=6万9767円) ハー1号サイズ中(LC801) 33万4140円 (82.26円×4062個=33万4140円) ハー1号サイズ小(LC601) 29万5555円 (54. 32円×5441個=29万5555円) ハー2号(PC1100) 94万8084円 (103.82円×9132個=94万8084円) ハー2号(PC1101) 17万7117円 (103.82円×1706個=17万7117円) 二号サイズ大(LC1000) 27万0347円 (103.82円×2604個=27万0347円) ニ号サイズ中(LC800) 55万4515円 (82.26円×6741個=55万4515円) 二号サイズ小(LC600) 35万5361円 (54. 32円×6542個=35万5361円)

合計 515万9392円 (23万3803円+46万2795円+16万1493円+26万4845円+50万2609円+20万1201円+32万7760円+6万9767円+33万4140円+29万5555円+94万8084円+17万7117円+27万0347円+55万4515円+35万5361円=515万9392円)

(13) (被告ランリイの利益)

被告ランリイが被告製品の販売により得た粗利益(売上額から仕入額を差し引いた額)は、別紙第1-2表のとおりであり、その合計は559万0512円であって、この額が、被告ランリイの得た利益に当たる。

(14) (損害額のまとめ)

原告は、被告らに対し、損害賠償として、逸失利益額若しくは意匠法39条1項に基づく損害額として1116万9617円(前記(10)ウ又は(11))、又は被告服部製鏡の得た利益515万9392円(前記(12)ウ)及び被告ランリイの得た利益559万0512円(前記(13))の合計1074万9904円を連帯して支払うように求めることができる。原告は、この内金100万円の支払を請求する。

(15) よって、原告は、次のとおり請求する。 ア 被告服部制籍に対し 木供育原権又は不正競争

ア 被告服部製鏡に対し、本件意匠権又は不正競争防止法2条1項3号、3 条に基づき、被告製品の製造、販売及び販売のための展示の差止めを求める。 イ 被告ランリイに対し、本件意匠権又は不正競争防止法2条1項3号、3 条に基づき、被告製品の販売及び販売のための展示の差止めを求める。

ウ 不正競争防止法4条に基づく損害賠償又は本件意匠権侵害による不法行為に基づく損害賠償の一部請求として、被告らに対し、連帯して、1000万円及びこれに対する不法行為(不正競争)の後である平成12年9月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

2 請求原因に対する認否(被告ら)

(1) 請求原因(1)の事実は否認する。

- (2) 同(2)の事実のうち、原告が原告製品を販売していることは認め、その余は不知。
- (3) 同(3)の事実のうち、被告服部製鏡が、平成10年8月7日以降、イ号製品、ロ号製品、ハー1号製品及び二号製品を製造し、これを被告ランリイに販売していること、被告製品の被告ランリイにおける製品番号が原告主張のとおりであることは認め、その余は否認する。

被告服部製鏡は、別紙ハー2号製品目録記載の寸法と同じ寸法の写真立てを製造し、それを被告ランリイに販売しているが、その写真立ては、別紙ハー2号製品目録添付の図面とは形態を異にする。

(4) 同(4)の事実のうち、被告ランリイが、被告服部製鏡からイ号製品、ロ号製品、ハー1号製品及び二号製品を購入し、平成10年8月7日以降、これを小売店等に販売していることは認め、その余は否認する。

被告ランリイは、別紙ハー2号製品目録記載の寸法と同じ寸法の写真立て を販売しているが、その写真立ては、別紙ハー2号製品目録添付の図面とは形態を 異にする。

(5) 同(5)のうち、イ号製品、ロ号製品、ハー1号製品及び二号製品が、いずれも本件登録意匠と同一又は類似であることは認め、その余は否認する。

(6)ア 同(6)アのうち、イ号製品が原告製品一と形態が同一であることは認め、その余は否認する。

イ 同(6)イは否認する。

ウ 同(6) ウのうち、原告製品ーとハー1号製品を比較すると、支持部材を取り付けるねじの形状が、原告製品ーでは、周囲にすじを有する円柱形であるのに対し、ハー1号製品では先端が丸みを帯びた六角形である点で相違することは認め、その余は否認する。

エ 同(6) エのうち、原告製品二と二号製品を比較すると、支持部材を取り付けるねじの形状が、原告製品二では、周囲にすじを有する円柱形であるのに対し、二号製品では先端が丸みを帯びた六角形である点で相違することは認め、その余は否認する。

イ号製品、ロ号製品、ハー1号製品及び二号製品の意匠は、被告服部製 鏡代表者が創作したものである

(7) ア 同(7) アの事実は否認し、主張は争う。イ 同(7) イの事実は否認し、主張は争う。

同(8)の事実は否認し、主張は争う。 被告ランリイは、被告服部製鏡による被告製品の製造に関与していないか 被告服部製鏡の製造販売行為と被告ランリイの販売行為の間には、客観的関連 共同性は認められない。被告ランリイが被告製品のカタログを作成したとしても、 客観的関連共同性は認められない。

(9) 同(9)の主張は争う。

(10)ア(ア) 同(10)ア(ア)の事実は認める。

同(10)ア(イ) a ないしdの事実は認める。

同(10)ア(イ)eの事実のうち、原告が、原告製品の小売店への運送

を西濃運輸株式会社に依頼していることは認め、その余は否認する。 証拠上(甲第27号証の1ないし7)明らかにされた原告の個別の 取引の内容に基づき、運送費の総額に、総売上中に占める原告製品の売上の割合を 乗じることによって原告製品についての運送費の合計を求め、それを原告製品の個数で除することにより、原告製品 1 個当たりの運送費を求めることができる。この ようにして求めた原告製品1個当たりの運送費は、15.5円である。 c 原告は、原告製品の原価を求めるに当たり、運送費の他には販売費

や一般管理費を控除していないが、カタログの作成費等の経費がかかっており、全 国各地の小売店に対して多品種少量の卸売りを行う原告の運送費以外の販売費及び 一般管理費は、業界の常識では、運送費並びに販売費及び一般管理費以外の原価 (本体、中紙、ストッパーシール、外装箱の価格の合計) の15%を下らない。

原告製品の運送費並びに販売費及び一般管理費以外の原価(本体、

中紙、ストッパーシール、外装箱の価格の合計) は、次のとおりである。 サイズ大 300.65円

(275円+8円+1.65円+16円=300.65円)

サイズ中 254.35円

(240 H + 5.2 H + 1.65 H + 7.5 H = 254.35

円)

サイズ小 198.75円

(185円+4.6円+1.65円+7.5円=198.75

円)

運送費以外の販売費及び一般管理費は、運送費並びに販売費及び一 般管理費以外の原価(本体、中紙、ストッパーシール、外装箱の価格の合計)の1 5%であり、次のとおりである。

サイズ大 45 0975円

(300.65円×15/100=45.0975円)

サイズ中 38. 1525円

 $(254.35 \text{ H} \times 15 / 100 = 38.1525 \text{ H})$

サイズ小 29.8125円

 $(198.75 \text{ P} \times 15 / 100 = 29.8125 \text{ P})$

同(10)ア(イ) f の事実は否認し、主張は争う。

原告製品の原価は、本体、中紙、ストッパーシール、外装箱、運送 費、運送費以外の販売費及び一般管理費の価格の合計であり、次のとおりである。 サイズ大 361.25円

(275円+8円+1.65円+16円+15.5円+45.0 975円=361.25円)

サイズ中 308円

(240円+5.2円+1.65円+7.5円+15.5円+3

1525円=308円)

サイズ小244.06円

(198.75 PH + 15.5 + 29.8125 PH = 244.06

円)

(ウ) 同(10)ア(ウ)の事実は否認する。

原告が原告製品の販売によって得る利益は、販売価格 (請求原因(10) ア(ア)) から、原告製品の原価(前記(イ)d) を差し引くことにより求められ、そ の額は次のとおりである。

サイズ大 178.75円 (540円-361.25円=178.75円) サイズ中 133円

(441 円-308 円=133 円)サイズ小 93. 44円

(337.5円-244.06円=93.44円)である。

同(10)イ(ア)に対する認否は、次のとおりである。

別紙第1-1表のうち、ハ-2号(PC1100、PC1101)の 部分は否認し、その余は認める。

各被告製品ごとの合計のうち、ハー2号(PC1100)の数量が10377個であること、ハー2号(PC1101)の数量が2740個であること は否認し、その余は認める。

ただし、被告ランリイが損害賠償責任を負うとしても、不正競争防止 法2条1項3号、4条に基づく損害賠償責任を負うのは、重過失が認められた後に ついてであり、被告らが意匠権侵害による損害賠償責任を負うのは、意匠公報発行 後であって、被告ランリイが小売店等に販売した被告製品の数量のうち、損害賠償 の算定の基礎とされるのは、これらの期間に対応した販売数量のみであるから、請 求原因(10)イ(ア)に示された被告製品の数量のすべてが損害賠償算定の基礎となる ことは争う。

(イ)a 同(10)イ(イ)aのうち、被告製品のうち原告製品のサイズ大に相 当するものが、イ号サイズ大(PC55)、口号サイズ大(PC54)、ハー1号 サイズ大(LC1001、PC1105)、二号サイズ大(LC1000)である ことは認め、その余は否認する。

ハー2号(PC1100、PC1101)は原告製品のサイズ大に 相当するものではない。

被告ランリイが販売したイ号サイズ大(PC55)、口号サイズ大 (PC54)、ハー1号サイズ大(LC1001、PC1105)、二号サイズ大 (LC1000) の合計は9459個である。

(1684個+2412個+1134個+2051個+2178個 =9459個)

同(10)イ(イ)bの事実は認める。

同(10)イ(イ) c の事実は認める。

同(10)ウの事実は否認し、主張は争う。

各サイズごとに、原告が原告製品1個当たりにつき得る利益(前記ア 被告ランリイが小売店等に販売した被告製品の数量(前記イ(イ) a 、請 (ウ))に 求原因(10)イ(1) b、(10) を乗じた金額は次のとおりであり、その合計は600万 2101円であって、原告の逸失利益は、600万2101円を上回ることはな い。

サイズ大 169万0796.25円

(178. サイズ中 75円×9459個=169万0796, 25円)

266万5453円

(133円×2万0041個=266万5453円)

サイズ小 164万5852. 16円

(93.44円×1万7614個=164万5852.16円) 600万2101円

(169万0796. 25円+266万5453円+164万585

2. 16円=600万2101円)

(11) 同(11)の事実は否認し、主張は争う。

(12)ア(ア) 同(12)ア(ア)の事実のうち、被告服部製鏡の被告ランリイへの販 売価格が、次のとおりであることは認め、その余は否認する。

ハー1号サイズ大(LC1001)、二号サイズ大(LC100

0) 275円

りである。

ハー1号サイズ中(LC801)、二号サイズ中(LC800) 220円

ハー1号サイズ小(LC601)、二号サイズ小(LC600) 165円

被告服部製鏡の被告ランリイへの販売価格は、上記のほか、次のとお

イ号サイズ大 (PC55)、口号サイズ大 (PC54) 285円 ハー1号サイズ大(PC1105)

```
270円
        イ号中(PC53)、口号中(PC52)
         235円
        イ号サイズ小(PC51)、口号サイズ小(PC50)
         175円
    (1)
        同(12)ア(イ)のうち、別紙第2-1表の次の部分は認め、その余は
否認する。
        イ号サイズ大(PC55)、口号サイズ大(PC54)、ハー1号
サイズ大 (LC1001、PC1105)、二号サイズ大 (LC1000)
                          46円
         アルミ枠材料費
                          21円
         脚材料費
         脚曲げ加工費
                           3円
         ガラス材料費
                          12円
         ガラス切断加工費
                           8円
         ガラス面取り加工費
                          10円
         ハ
ネジ2本
                          20円
         化粧箱
                          16円
        イ号サイズ中(PC53)、口号サイズ中(PC52)、ハー1号
            、二号サイズ中(LC801)について
サイズ中(LC801)
         アルミ枠材料費
                          37円
                          18円
         脚材料費
         脚型抜き加工費
                           5円
         脚曲げ加工費
                           2円
         ガラス材料費
                           6円
                           4円
         ガラス切断加工費
                           8円
         ガラス面取り加工費
         ネジ2本
                          20円
         化粧箱
                          13円
        イ号サイズ小 (PC51)、口号サイズ小 (PC50)、ハー1号
            、二号サイズ小(LC600)について
サイズ小(LC601)
                          28円
         アルミ枠材料費
         脚材料費
                          13円
                           5円
         脚型抜き加工費
         脚曲げ加工費
                           2円
         ガラス材料費
                           4. 5円
         ガラス切断加工費
                           2.
                             5円
         ガラス面取り加工費
ネジ2本
                           5円
                          20円
         化粧箱
                          12円
         カートンケース
                           1. 4円
      被告製品の原価は、別紙第2-1表の争いのない部分を含め、別紙第
2-2表のとおりであり、各被告製品につき、次のとおりである。
        イ号サイズ大(PC55)、口号サイズ大(PC54)、ハー1号
サイズ大(PC1105)
         268.
       ハー1号サイズ大(LC1001)、二号サイズ大(LC100
0)
        イ号サイズ中(PC53)、口号サイズ中(PC52)
         214.9円
        ハー1号サイズ中(LC801)、二号サイズ中(LC800)
         210.9円
        イ号サイズ小(PC51)、口号サイズ小(PC50)
         166円
        ハー1号サイズ小(LC601)、二号サイズ小(LC600)
         161円
       同(12)ア(ウ)の事実は否認する。
      被告服部製鏡が被告製品1個当たりにつき得る利益は、販売価格(前
```

```
記(ア)) から原価(前記(イ)) を差し引くことにより求められ、次のとおりであ
る。
        イ号サイズ大(PC55)、ロ号サイズ大(PC54)
          16. 3円
          (285円-268.7円=16.3円)
        ハ-1号サイズ大(PC1105)
          1. 3円
          (270円-268.7円=1.3円)
        ハー1号サイズ大(LC1001)、二号サイズ大(LC100
0)
          9. 3円
         (275円-265.7円=9.3円)
        イ号サイズ中(PC53)、ロ号サイズ中(PC52)
          20.1円
          (235円-214.9円=20.1円)
        ハー1号サイズ中(LC801)、二号サイズ中(LC800)
          9.1円
          (220 \Pi - 210.9 \Pi = 9.1 \Pi)
        イ号サイズ小(PC51)、口号サイズ小(PC50)
          (175円-166円=9円)
        ハー1号サイズ小(LC601)、二号サイズ小(LC600)
          4円
          (165円-161円=4円)
      同(12) イの事実のうち、ハー2号(PC1100、PC1101)につ
いては否認し、その余は認める。
      同(12)ウの事実は否認し、主張は争う。
被告服部製鏡の利益は、被告服部製鏡が被告製品1個当たりにつき得る利益(前記ア(ウ))に、請求原因(12)イの販売数量(ハー2号(PC1100、PC1101)を除く。)を乗じることにより求められ、その額は、次のとおりであり、その合計は57万4965円である。
       イ号サイズ大(PC55)
                             3万6707.6円
        (16.3円×2252個=3万6707.6円)
       イ号サイズ中(PC53)
                            11万3082.6円
        (20.1円×5626個=11万3082.6円)
       イ号サイズ小(PC51)
                             2万6757円
        (9円×2973個=2万6757円)
       ロ号サイズ大(PC54)
                             4万1581.3円
        (16.3円×2551個=4万1581.3円)
       口号サイズ中(PC52)
                            12万2811円
        (20.1円×6110個=12万2811円)
       口号サイズ小(PC50)
                             3万3336円
        (9円×3704個=3万3336円)
       ハー1号サイズ大(LC1001)
                             2万9360.1円
        (9. 3円×3157個=2万9360. 1円)
       ハー1号サイズ大(PC1105)
                                 873.6円
        (1. 3円×672個=873. 6円)
       ハー1号サイズ中(LC801)
                             3万6964.2円
        (9.1円×4062個=3万6964.2円)
                             2万1764円
       ハー1号サイズ小(LC601)
        (4円×5441個=2万1764円)
        号サイズ大(LC1000)
                             2万4217.2円
        (9. 3円×2604個=2万4217. 2円)
        ニ号サイズ中(LC800)
                             6万1343.1円
        (9. 1円×6741個=6万1343. 1円)
       二号サイズ小(LC600)
                             2万6168円
        (4円×6542個=2万6168円)
                        合計 57万4965円
```

(3万6707.6円+11万3082.6円+2万6757円+43円+12万28<u>1</u>1円+3万33<u>3</u>6円+2万9360.1円+8 万1581. 73.6円+3万6964.2円+2万1764円+2万4217.2円+6万1 1円+2万6168円=57万4965円)

被告服部製鏡では、売掛金に対する返品及び歩引の割合は、約1... であり、被告服部製鏡が得る利益の割合は、これを差し引いた98.2%であるか ら、これを上記57万4965円に乗じた56万4615円が、被告服部製鏡が最 終的に得た利益である。

(13) 同(13)の事実は否認し、主張は争う。 __ 被告製品につき、被告ランリイの売上は、1473万5567円であり、 仕入額は1141万4860円であるから、被告ランリイの粗利益は、この差であ る332万0707円を上回らない。

(1473万5567円-1141万4860円=332万0707

円)

被告ランリイの売上に対する販売費及び一般管理費の割合は15.42% 歩引の割合は2.99%であるから、被告ランリイの販売費及び一般管理 であり、 費並びに歩引は、271万2817.8円である。

(1473万5567 円× (15.42+2.99) /100=2718円)

被告ランリイが最終的に得る利益は、上記粗利益額332万0707円か ら上記販売費及び一般管理費並びに歩引の金額271万2817.8円を差し引い た60万7889円を上回らない。

(332万0707円-271万2817.8円=60万7889円)

同(14)の主張は争う。

不法行為による損害賠償は、被害者の損害を賠償するものであり、被害者 にそれ以上の利益を得させるものではない。損害賠償額は、原告の逸失利益額を上 回ることはない。

抗弁(被告ら)

(1) (出願前公知)

被告製品の意匠は、被告服部製鏡代表者が創作し、被告服部製鏡は、被告製品を商品化し、平成10年5月末ごろ、原告や被告ランリイに売り込みのために提示したものであり、そのころ公知となっていたから、被告製品の意匠と同一又は 類似する本件登録意匠は新規性を欠き、本件意匠登録には、出願前公知の無効理由 があることが明らかである(意匠法48条1項1号、3条1項1号、3号)。この ような無効理由のあることの明らかな意匠権に基づく請求は、権利の濫用に当たり 許されない。

(2) (冒認出願)

本件登録意匠は被告服部製鏡代表者が創作したものであり、原告による出 願は、意匠の創作をした者でない者であってその意匠について意匠登録を受ける権 利を承継しないものの意匠登録出願であり、本件意匠登録には、冒認出願の無効理 由があることが明らかである(意匠法48条1項3号)。このような無効理由のあ ることの明らかな意匠権に基づく請求は、権利の濫用として許されない。

(3) (先使用)

被告服部製鏡代表者は、意匠登録出願された本件登録意匠を知らないで自 ら本件登録意匠と同一又は類似の意匠を創作し、本件登録意匠の出願前である平成 10年5月ごろから、その意匠に係る被告製品を製造販売していたから、被告服部 製鏡代表者は、本件意匠権につき先使用による通常実施権を有する(意匠法29 被告服部製鏡は、同被告代表者の先使用による通常実施権に基づいて被告製 品を製造販売しており、被告ランリイは、被告服部製鏡から被告製品を購入しこれ を販売しているものであるから、被告らによる被告製品の製造販売は、本件意匠権 を侵害しない。 4 抗弁に対する認否

抗弁(1)ないし(3)の事実は否認し、主張は争う。本件登録意匠は、原告代表 者が創作したものである。

甲第1号証、第2、第3号証の各1、2によれば、請求原因(1)記載の内容の登 録意匠(本件登録意匠)及びその類似意匠につき、原告を意匠権者とする意匠権の 設定登録がされている事実が認められる。したがって、原告は本件意匠権を有して

いるものということができる。

2 上記事実と、甲第1号証、第2、第3号証の各1、2、第9号証、第10号証の1ないし3、第11ないし第14号証、第18、第19号証、第20号証の1、2、第21号証、乙第1ないし第3号証、第4号証の1ないし3、第5号証の1ないし5、第6号証の1ないし6、第7号証、第10号証(後記の信用することができない部分を除く。)、第12号証の1、2、第16号証の1ないし8、証人Bの計算に、原告代表者本人尋問の結果、被告服部製鏡代表者本人尋問の結果(後記の信用することができない部分を除く。)、検甲第1ないし第6号証及び弁論の全趣旨を総合すれば、次の事実が認められる。

- (1) 原告は、鏡、日用雑貨等の製造、販売を行っている。従前の写真立ては、写真立ての裏面の板等を外し、そこから写真を入れるものがほとんどであった。原代表者は、平成10年5月ころ、原告とアルミ枠の立て鏡の取引関係があった鏡の東直立て等の製造販売業者である被告服部製鏡から納入された鏡の中に、に細がのの場合に表するのではないがれて、表面の鏡と裏面のアクリル板の間に挟まれていた紙がのではないかと考え、本件登録意匠及びその類似意匠を考え出した。そのいてはないかと考え、本件登録意匠及びその類似意匠を考え出した。その略図を持って、同年5月の終わりか6月初めころと、に描からすりに表していた原告の専務取締役であるA(原告代表者の息子)に関係を、作図に長じていた原告の専務取締役であるA(原告代表者の息子)に関係を、作図に長じていた原告の専務取締役であるA(原告代表者の息子)に関係を、そのような意匠の写真立てを被告服部製鏡にした。その場合と、に描かまれ、同被告に対し、サンプルの製作を依頼する旨伝えた。被告服部製鏡は立ての表れ、同ならに関係を持って、同年6月25円といっの形態であった。原告代表者はサンプルに満足し、同年6月25円と10円とで東京ビッグサイト(東京国際展示場)で開催されるインターナショナルハウスウエアショウに出るによりによりまで東京ビッグサイト(東京国際展示場)で開催されるインターナショナルハウスウエアショウに出るによりに表するによりに表するによりによりによります。
- (2) 原告は、平成10年7月9日、大阪装粧品工業協同組合に対して、本件写真立て(商品名「シースルーアートフレーム」)につき、同組合の登録品制度はも高い、既存製品の申請を行った。同組合の登録品制度は、模造類似品の流通の防止を図り、組合員の製品の保護、育成を図るために制定された制度であり、既存製品に変別であり、形態が同一ならば、サイズ、色彩、であり、でないことが登録の要件であり(形態が同一ならば、サイズ、色彩、大が違っていても登録されない。)、登録が申請された場品は、申請者名を伏イズ、組合の広報誌「大装工(OSSK)スポットニュース」に、品名、サイズ、色彩、を使用素材等が記載され、現物写真が掲載され、全組合員に公開通知の過去を表して、現物写真が掲載され、全組合のに、開通の過去ととある。公開期間に異議申立てがない。とあるに表述に掲載される。登録が認定されたことは、申請者に通知とある。所告及び被告ランリイは、同組合の組合員である。本された。そして、同年8月20日までの異議申立期間に異議申立てがなかったことから、同年9月8日、登録が認定された。
- (3) 原告は、平成10年9月2日から同月4日まで、東京のギフトショウに参加して、本件写真立てを展示し、商談を行った。原告は、被告服部製鏡に原告製品の製造を委託し、同被告から仕入れ、同月5日から、原告製品の販売を開始した。原告製品には、サイズ大(縦型は縦190mm横155mm、品番ID300。横型は縦142mm横202mm、品番ID301。)、サイズ中(縦型は縦156mm横129mm、品番ID200。横型は縦115mm横168mm、品番ID201。)、サイズ小(縦型は縦125mm横107mm、品番ID100。横型は縦94mm横137mm、品番ID101。)があった。
 (4) 本件写真立て(商品名「シースルーアートフレーム」)は、平成10年9月
- (4) 本件写真立て(商品名「シースルーアートフレーム」)は、平成10年9月 17日、財団法人生活用品振興センターのデザイン保全制度により、デザイン寄託 登録され、同センターの同月発行のデザイン公報に掲載された。
- 登録され、同センターの同月発行のデザイン公報に掲載された。
 (5) 原告は、平成10年10月21日、本件写真立ての意匠(すなわち本件登録意匠)について意匠登録出願をした。原告は、その出願と同時に、意匠法4条2項の適用を受けようとする旨が記載された書面とともに、同法3条1項1号又は2号に該当するに至った意匠が同法4条2項の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面として、インターナショナルハウスウエアショウの出品者名簿の写し等を特許庁長官に提出した。本件意匠権は、平成11年8月13日、登録さ

れ、同年11月29日、意匠公報が発行された。原告は、平成10年10月21日、原告製品二の意匠について、本件登録意匠を本意匠とする類似意匠の出願をし、これについては、平成11年8月13日、本件登録意匠の類似意匠として登録され、同年11月30日、意匠公報が発行された。

- 被告服部製鏡は、平成10年5月終わりか6月初め、原告の依頼でサンプル を製作したが、同被告代表者は、そのうちの一つを取引先である被告ランリイの会 長のBに渡し、販売を申し入れ、Bは、これを了解した。Bは、被告服部製鏡代表者に、更に大小種々のサイズにつき縦型、横型のサンプルをそろえるように依頼し、被告服部製鏡は、これを製作して被告ランリイに渡した。そのサンプルのねじ、被告服部製鏡は、これを製作して被告ランリイに渡した。そのサンプルのねじ は、周囲にすじを有する円柱形(丸形)であった。被告ランリイは、同年6月10 日ごろ、これらのサンプルを写真に撮って現像し、その写真を用いて本件写真立て のチラシを100枚ほど作成した。そのチラシには、ハー1号サイズ大(被告ラン リイ品番LC1001)、ハー1号サイズ中(LC801)、ハー1号サイズ小(LC601)、二号サイズ大(LC1000)、二号サイズ中(LC800) 二号サイズ小(LC600)の被告製品の写真が掲載されていた。被告ランリイ は、このチラシを全国の取引先に配布し、商談を進めた。被告服部製鏡は、ハー1号製品及び二号製品を製造し、同年8月7日から、これらの製品を被告ランリイに 販売し、被告ランリイは、同日から、これらの製品の販売を開始した。被告服部製 鏡が被告ランリイに販売した製品は、被告服部製鏡が原告に販売した製品と比較す ると、原告に販売した製品は、枠の表面が若干湾曲し、クロームメッキを施されて おり、ねじが丸形であったのに対し、被告ランリイに販売した製品は、枠の表面が扁平であり、メッキが施されずアルマイトの地肌であり、ねじは先端が丸みを帯びた六角形であった。しかし、原告に販売した製品と被告ランリイに販売した製品の 形態は、それ以外は同一であり、全体として同一の形態と評価できるものであっ た。被告服部製鏡が被告ランリイに販売した製品のねじは六角形であり、サンプル の丸形のねじとは異なっていたため、被告ランリイが販売する製品は、ねじの形が、サンプルを撮影したチラシと異なることとなった。そこで、被告ランリイは、 被告服部製鏡に抗議をした。
- (7) Aは、平成10年9月18日、丸善書房で、原告製品と同一の形態の本件写真立てが販売されていることを発見し、原告はこれを入手した。同年9月19日、原告代表者が被告服部製鏡代表者に電話をして問いただしたところ、被告服部製鏡代表者は、被告ランリイに売った写真立ては本件写真立てとは全然違う商品であると答えた。
- そこで、原告代表者とAは、同年9月21日、被告ランリイを訪れ、被告ランリイ代表者、同被告の副社長であるCと面談し、本件写真立ては原告代表者が創作し、原告が被告服部製鏡に製作を依頼して販売していたこと、本件写真立ては、被告ランリイも組合員である大阪装粧品工業協同組合に原告の商品として登録済みであり、財団法人生活用品振興センターにもデザイン寄託登録されていることを説明し、本件写真立ての販売の中止を要請した。被告ランリイの会長のBも途中から同席した。被告ランリイは、本件写真立ては被告服部製鏡が持ち込んだものであり、被告ランリイは無関係であって、原告と被告服部製鏡で話し合ってほしいと述べた。

ら目をつぶってほしいと述べた。原告代表者は、これに同意しなかった。被告服部 製鏡代表者は、被告ランリイに話をしてみると述べて帰ったが、被告服部製鏡は、 その後も本件写真立てを製造して被告ランリイに販売し、被告ランリイは販売を継 続している。原告は、同年12月20日、被告服部製鏡との取引を中止し、他社へ 本件写真立ての製造を依頼するようにして、原告製品を販売している。

- 平成10年10月16日、大阪装粧品工業協同組合の担当者が被告ランリイ の事務所を訪れ、本件写真立てが同組合の登録品制度により商品登録されたことを 示す同組合の広報誌を見せ、被告ランリイも組合員であり、組合で決まったことは 守らなければならない旨述べ、本件写真立ての販売をやめるように要請した。これ に対し、被告ランリイの会長であるBは、本件写真立ては販売先の定番商品となっ ているから、直ちに販売を中止することは難しく、半年ほど後に販売をやめるように努力すること、本件写真立ては、被告ランリイが被告服部製鏡から購入している ものであるから、被告服部製鏡と話をしてほしいことを述べた。
- (10) 原告が被告服部製鏡との取引を中止した後、被告服部製鏡は、被告ランリ イに販売するハー1号製品及び二号製品のねじを丸形に変更したが、品番は変更しなかった。被告服部製鏡は、平成11年5月から、従前より被告ランリイに販売し ていたハー1号製品、二号製品に加え、イ号製品及び口号製品を製造し被告ランリ イに販売するようになり、被告ランリイは、同月から、ハー1号製品及び二号製品 に加え、イ号製品及び口号製品の販売を開始した。

以上の事実が認められる。

3(1)ア 被告服部製鏡代表者は、その陳述書である乙第10号証において、①本件 写真立ては被告服部製鏡代表者が平成10年初めごろ考案した旨、②紙芝居のようにサイド面から出し入れできる構造のものは、他の業界でも利用されていて、決し て斬新なものではない旨を記述している。

また、被告服部製鏡代表者は、その本人尋問において、①本件写真立て 被告服部製鏡代表者が、Vカットマシーンを購入してからすぐに発案した旨、 ②被告服部製鏡代表者は、鏡の4本のフレームのうちの1本につき接着剤を塗布す る方向を間違えたため鏡の裏のアクリル板が抜けるようになっている不良品や、地下鉄、バスのスライド式の広告、食堂のメニュー立てなどを参考にして本件写真立てを考え出した旨を供述している。 そこで、これらの記述、供述の信用性について検討する。

イ(ア) 乙第8ないし第10号証、被告服部製鏡代表者本人尋問の結果によれ ば、次の事実が認められる。

被告服部製鏡は、平成10年2月、株式会社奥村機械製作所製造のVカ 被合成的表現は、千成「し年と月、株式会社契約機械装作別表現のマカットマシーンを購入した。マカットマシーンを用いると、鏡や写真立てのフレームの角に当たる部分をマ字状に切断することができる。被告服部製鏡では、従前は、4本のフレームを別個に製作して鏡に接着していたが、そのような方法によると、接着の方向を間違えて不良品が生じたり、角が手を切るような状態になるという不都合があった。マカットマシーンを用いることにより、1本のフレームを3か所で曲げることになり、接着の方向を間違えて不良品が生じることがなくなり、角も丸くできるようになり、良い製品が量産できるようになった。

以上の事実が認められる。

(イ) しかし、このような∨カットマシーンを導入することによる利点は、 鏡を製作する場合にも発揮され、鏡ではなく写真立てを製作する場合にのみ特に発揮されるものではない。また、乙第11号証の1、2によれば、被告服部製鏡は、 株式会社ケイカンパニーに、平成10年1月31日及び同年5月2日に「ST70 O恋人」という鏡を販売したことが認められ、この鏡の製造工程が、Vカットマシ 一ンの導入によって改善されたことは推認されるが、同年2月にVカットマシーン を導入した直後に被告服部製鏡が写真立てを製造したことを裏付ける証拠はない。 したがって、Vカットマシーンの購入の事実により本件写真立ての製造が裏付けられるとは認められない。

被告服部製鏡代表者は、その本人尋問において、平成10年9月22日、 原告代表者に対し、本件写真立ての販売をやめることは難しいが、原告のみに売る 商品を考案して埋め合わせをするから目をつぶってほしい旨言ったと供述してい

しかし、もし被告服部製鏡代表者が本件写真立てを創作したのだとすれ ば、本件写真立てを被告ランリイに販売するかどうかは、被告服部製鏡が自由に決められるはずである。それにもかかわらず、被告服部製鏡代表者の前記供述は、本 件写真立ての販売が原告との関係で制限されることを前提としている。そうすると、被告服部製鏡代表者の前記供述は、本件写真立てを同人が創作したという主張に相反するものと認められる。むしろ、被告服部製鏡代表者の前記供述は、原告の創作した本件写真立てを被告服部製鏡が無断で被告ランリイに販売したことを責められ、そのことを容赦してもらうために述べられたものであると考える方が自然である。

エ 被告服部製鏡代表者は、その本人尋問において、平成10年9月22日、原告から、本件写真立てを見本市に出すと聞いた旨、及び自分の開発したものを原告のものとして見本市に出されると困る旨供述している。

しかし、もし被告服部製鏡代表者が本件写真立てを創作したのだとすれば、平成10年9月22日、原告から、本件写真立てを見本市に出すと聞いたときに、強く反対するはずであり、そのように反対した旨の供述がないところからすると、本件写真立ては被告服部製鏡代表者が創作したものではないと考えられる。

オ(ア) 被告服部製鏡代表者は、その本人尋問において、鏡の4本のフレームのうちの1本につき接着剤を塗布する方向を間違えたため鏡の裏のアクリル板が抜けるようになっている不良品に言及し、乙第10号証の陳述書には、電車内のスライド式の掲示板の写真が添付されている。

(イ) しかし、乙第10号証の陳述書には、そのような不良品を参考にした旨の記述はなく、弁論の全趣旨によれば、被告らの提出する準備書面にも、そのような不良品を参考にした旨の記載はなく、電車内のスライド式の掲示板が指摘されているにとどまる(被告ら平成12年7月3日付け第二準備書面3頁)ことが認められる。そうすると、不良品を参考にしたという被告服部製鏡代表者の前記供述は、にわかに信用し難い。

また、乙第10号証の陳述書に写真が添付された電車内のスライド式の掲示板は、枠はすべて固定されており、掲示物の前にある透明板が横にスライドするものであり、枠のうちの一本が裏板に固定されていて裏板とともにスライドする本件写真立てとは構造を異にするものであるから、電車内のスライド式の掲示板を参考にして本件写真立てを考え出したという供述も、直ちには信用し難い。被告服部製鏡代表者の供述にいう食堂のメニュー立ては、その構造が明らかでない。さらに、電車内の掲示板のようなものは他の業界でも利用されている。

さらに、電単内の掲示板のようなものをも含めて、横方向から出し入れするという構造を広くとらえれば、そのようなものは他の業界でも利用されているという余地も否定し得ない。しかし、前記のとおり、電車内の掲示板のようなものは、本件写真立てと構造を異にするというべきであり、本件写真立てと構造の同じものが他の業界でも利用されていたことを認めるに足りる証拠はない。また、被告服部製鏡代表者は、その本人尋問において、写真立てには、枠とともに裏板がスライドするものがなかった旨述べているから、写真立てとしては、本件写真立ての構造及び意匠は斬新なものであったと推認される。

造及び意匠は斬新なものであったと推認される。 カ 甲第1号証、第2、第3号証の各1、2、第10号証の1ないし3、第1 1、第12号証及び原告代表者本人尋問の結果によれば、原告は、本件写真立てに ついて、意匠登録出願、大阪装粧品工業協同組合への商品登録、財団法人生活用品 振興センターへのデザイン寄託登録を行っていたことが認められ、これに、前記イ ないしオの事情を合わせ考えるならば、前記アの被告服部製鏡代表者の記述及び陳 述は、信用することができないというべきである。

(2) 被告服部製鏡代表者は、その陳述書(乙第10号証)において、本件写真立ては、被告服部製鏡代表者が見本を原告に提供し、被告服部製鏡が積極的に原告に売り込んだ旨を記述している。しかし、前記2の認定事実のとおり、本件写真立ては原告代表者が創作したものであるから、被告服部製鏡代表者のこの記述は、信用することができない。

(3)ア 被告服部製鏡代表者は、その陳述書(乙第10号証)において、原告に対して本件写真立ての見本を提供する際、同じ商品を被告ランリイにも販売する旨明言したと記述している。

言したと記述している。 また、被告服部製鏡代表者は、その本人尋問において、次のように供述している。①被告服部製鏡代表者は、原告に、本件写真立てを被告ランリイにも販売すると言った。②被告服部製鏡代表者は、平成10年6月10日ごろ、Aから、被告ランリイへ出荷している製品と全く同じ製品を原告へ出荷されると価格競争を受けて困るから、製品を変えてくれと言われた。そこで、被告服部製鏡は、原告には、成れる製品を販売したが、被告ランリイには、同月下旬ごろから、ビスが六角形の製品を販売した。③被告服部製鏡代表者は、平成10年9月22日、原告へ 赴いた際、原告に対し、Aにサンプルを渡したときに本件写真立てを被告ランリイにも販売すると言った旨、及び本件写真立てを被告服部製鏡代表者が考案して作ったものである旨を述べた。原告からは、本件写真立てを被告ランリイに売るのはやめてくれということしか言われなかった。

被告服部製鏡代表者が、原告に対し、本件写真立てを被告ランリイにも販売すると述べていなかったとすると、「Aから、被告ランリイへ出荷している製品と全く同じ製品を原告へ出荷されると価格競争を受けて困るから、製品を変えてれた。そこで、被告服部製鏡は、原告にはビスが丸形の製品を販売したが、被告ランリイには、平成10年6月下旬ごろから、ビスが六角形の製品を販売した。」という被告服部製鏡代表者の供述も、信用することができない。
ウ 前記2の認定事実のとおり、原告代表者が本件写真立てを創作したものであることからすると、もし、被告服部製鏡代表者が、平成10年9月22日、原告へ計いた際 原告に対し 本件写真立てた神生限知制等はままが表常して作った。

ウ 前記2の認定事実のとおり、原告代表者が本件写真立てを創作したものであることからすると、もし、被告服部製鏡代表者が、平成10年9月22日、原告へ赴いた際、原告に対し、本件写真立てを被告服部製鏡代表者が考案して作ったものである旨を述べたとすれば、原告代表者は強く反発したものと推認される。しかし、原告代表者が強く反発したという事実は、原告代表者本人尋問及び被告服部製鏡代表者本人尋問の各結果からうかがうことはできない。そうすると、被告服部製鏡代表者が、平成10年9月22日、原告に対し、本件写真立てを被告服部製鏡代表者が考案して作ったものである旨述べたということは、信用できない。

(4) その他、乙第10号証の記述及び被告服部製鏡代表者本人尋問の結果のうち、前記2の認定事実に反する部分は、前記2掲記の各証拠に照らして、信用することができず、他に前記2の認定を左右するに足りる証拠はない。 4(1)(抗弁の検討)

以上の認定に基づき、本件意匠権に関する被告らの抗弁(1)ないし(3)について検討する。

被告らが主張する出願前公知、冒認出願の抗弁は、本件写真立ての意匠(本件登録意匠)を被告服部製鏡代表者が創作したことを前提とするものであり、また、先使用の抗弁は、被告服部製鏡代表者が、本件登録意匠を知らないで自ら同一又は類似の意匠を創作したことを前提とするものである。しかし、前記2の認定事のとおり、本件写真立ての意匠(本件登録意匠)は原告代表者が創作したものであり、被告服部製鏡は、原告から本件写真立ての製造を委託されたものであって、本件写真立ての意匠(本件登録意匠)を被告服部製鏡代表者が創作したこと、及び被告服部製鏡代表者が本件登録意匠を知らないで自ら同一又は類似の意匠を創作したことは、いずれも認められない。したがって、出願前公知、冒認出願の抗弁は認められず、また、先使用の抗弁も認められない。

(2) (原告製品の製造販売)

請求原因(2)の事実のうち、原告が原告製品を製造販売していることは、当事者間に争いがない。

前記2の認定事実のとおり、原告は、平成10年6月25日から同月27日まで開催されたインターナショナルハウスウエアショウ及び同年9月2日から同月4日まで開催された東京のギフトショウに原告製品を出品し、展示及び商談を行ったことが認められるが、同日までに原告製品を販売したとは認められず、同月5日から、原告製品の販売を開始したものと認められる。

甲第21号証及び弁論の全趣旨によれば、原告製品の製品番号が原告主張のとおりであることが認められる。

(3) (被告服部製鏡の行為)

請求原因(3)の事実のうち、被告服部製鏡が、平成10年8月7日以降、イ号

製品、口号製品、ハー1号製品及び二号製品を製造し、これを被告ランリイに販売していること、被告製品の被告ランリイにおける製品番号が原告主張のとおりであることは、当事者間に争いがない。

別紙ハー2号製品目録記載のサイズは、縦190mm横145mm及び縦写立てのパンフレットであるが、その中で、サイズが縦190mm横145mmののの真立てのパンフレットであるが、その中で、サイズが縦190mm横145mmののの真立てとしては、品番PC84(乙第16号証の3)、PC1201(乙第16号証の4)、PC1200(乙第16号証の7)が掲載されている。しか付を10によいずれも、下の左上及び右下に、脚止め用の円形のねじがてこれでもはいずれも、原真立ての左上及び右下に、脚には大き、とによるとは、おびでであるが、いずれもでののであり、別紙ハー2号製品目録とは構造及び形態を異に1100によるがでは、この、PC1101は、いずれもサイズが縦185mm横142mmの1ないにで見製品目録には下で、別していないがである。またして主は、いずれもサイズが縦185mm横142mmが別していたことが認められる。写真によれていない、別しいない、別には、ので、PC1101は、いずれもサイズががいずれも増にねじがって、別しいない、別にの、PC1101は、いずれもサイズががいずれる場前には、のがによれて、別によびがによるとは、いずれを関品目録記載の写真立てを、被告にいたことを裏付けてを関いたことは、いずれも関いには、の被告の他にサイズが販売していたことを裏付けてを関いたことは、の被告の他にサイズが販売していたことを裏付けてを関いたことは、いずれも関いないのでは、のでは関いたことは、いずれも関いたことは、のでは関いたことは、いずれも関いたことは、いずれも関いたことは、いずれも関いたことは、いずれも関いたことは、いずれも関いたことは、いずれも関いたことは、いずれも関いたことは、いずれも関いたことは、いずれは関いたには、いばには、11によりには、11によ

(4) (被告ランリイの行為)

請求原因(4)の事実のうち、被告ランリイが、被告服部製鏡からイ号製品、口号製品、ハー1号製品及び二号製品を購入し、平成10年8月7日以降、これを小売店等に販売していることは、当事者間に争いがない。

前記(3)のとおり、被告ランリイが別紙ハー2号製品目録記載の写真立てを被告服部製鏡から購入し販売していたことは、認めることができない。

(5) (意匠の同一又は類似)

請求原因(5)のうち、イ号製品、ロ号製品、ハー1号製品及び二号製品が、いずれも本件登録意匠と同一又は類似であることは、当事者間に争いがない。

(6) (形態模倣)

ア 請求原因(6)アのうち、イ号製品が原告製品と形態が同一であること、同(6)ウのうち、原告製品ーとハー1号製品を比較すると、支持部材を取り付けるねじの形状が、原告製品一では、周囲にすじを有する円柱形であるのに対し、ハー1号製品では先端が丸みを帯びた六角形である点で相違すること、同(6)エのうち、原告製品二と二号製品を比較すると、支持部材を取り付けるねじの形状が、原告製品二では、周囲にすじを有する円柱形であるのに対し、二号製品では先端が丸みを帯びた六角形である点で相違することは、いずれも当事者間に争いがない。

検甲第2号証、第4号証及び弁論の全趣旨によれば、口号製品は、原告製品こと形態が同一であることが認められる。

原告製品ーとハー1号製品を比較すると、支持部材を取り付けるねじの形状が、原告製品一では、周囲にすじを有する円柱形であるのに対し、ハー1号製品では先端が丸みを帯びた六角形である点で相違する。しかし、検甲第1号証、第5号証及び弁論の全趣旨によれば、原告製品ーとハー1号製品は、表面ガラス、裏板、四辺を構成しているフレーム、支持部材の各形状及び取り付け位置が、いずれも同一で、ねじの形状が異なるだけであることが認められ、ねじの形状の相違は、原告製品ーとハー1号製品の構成全体の比較の中でわずかな差にとどまるというであるから、原告製品ーとハー1号製品の形態は、同一ということができる。

であるから、原音製品「これ」「有製品の形態は、同一ということができる。 原告製品二と二号製品についても、これらを比較すると、支持部材を取り 付けるねじの形状が、原告製品二では、周囲にすじを有する円柱形であるのに対 し、二号製品では先端が丸みを帯びた六角形である点で相違する。しかし、検甲第 2号証、第6号証及び弁論の全趣旨によれば、原告製品二と二号製品は、表面ガラ ス、裏板、四辺を構成しているフレーム、支持部材の各形状及び取り付け位置が、 いずれも同一で、ねじの形状が異なるだけであることが認められ、ねじの形状の相 違は、原告製品二と二号製品の形態は、同一ということができる。

イ このように、原告製品ーとイ号製品、ハー1号製品は形態が同一であり、

原告製品二とロ号製品、二号製品は形態が同一である。そして、前記2の認定事実によれば、被告服部製鏡は、原告代表者が創作した意匠に係る本件写真立てのサンプルを製作し、更に原告製品を製造し、他方、被告ランリイに同サンプルを提示して受注し、被告ランリイに販売するためにイ号製品、ロ号製品、ハー1号製品及び二号製品を製造していたものである。したがって、イ号製品及びハー1号製品は、原告製品一を模倣したものであり、ロ号製品及び二号製品は、原告製品二を模倣したものというべきである。

原告が原告製品の販売を開始したのは平成10年9月5日であり、被告服部製鏡及び被告ランリイが被告製品の販売を開始したのはそれ以前の同年8月7日であるが、上記の事情に照らせば、このような販売時期の先後は、イ号製品及びハー1号製品が原告製品一の模倣であり、ロ号製品及び二号製品が原告製品二の模倣であるという認定を妨げるものではないと解されるし、原告製品の販売開始前に販売された被告製品の販売数量も、不正競争防止法に基づく損害賠償の算定の基礎となし得るものと解される。

ウ なお、不正競争防止法2条1項3号に基づく請求は、他人の商品が最初に 販売された日から起算して3年を経過したものについては認められないところ、前 記2の認定事実によれば、原告は、平成10年9月5日に原告製品の販売を開始し たものであるから、原告は、同日から起算して3年後の平成13年9月4日まで、 不正競争防止法2条1項3号、3条に基づき差止請求権を行使することができ、同 法4条に基づき、同日までに行われた同法2条1項3号に該当する行為につき損害 賠償を請求することができるものと解される。

(7) (故意過失)

請求原因(7)について検討する。

ア 前記2の認定事実によれば、被告服部製鏡は、本件写真立ての意匠を原告代表者が創作したことを知りながら、被告ランリイのために本件写真立てと同一の意匠のイ号製品、ロ号製品、ハー1号製品及び二号製品を製造販売したものと認められ、被告服部製鏡には、製造販売を始めたときから、原告製品一を模倣したイ号製品、ハー1号製品を製造販売すること、並びに原告製品二を模倣したロ号製品及び二号製品を製造販売することにつき、故意があったものと認められる。また、被告服部製鏡は、上記行為により、本件意匠権がその設定登録によるにより、本件意匠権がその設定登録によるにおり、本件意匠権がその設定登録によるにおり、本件意匠権がその設定登録により、本件意匠権がその設定登録により、本件意匠権がその設定登録により、本件意匠権がその設定登録により、本件意匠権がその設定登録により、本件意匠権がその設定登録により、本件意匠権がその設定登録により、本件意匠権がその設定登録により、本件意匠権がその設定登録により、本件意匠権がその設定登録により、本件意匠権がその設定登録により、本件意匠権がその設定を見まり、本件意匠権がその設定を見まり、本件意匠権がその設定を見まり、本件意匠権がその設定を見まりまります。

また、被告服部製鏡は、上記行為により、本件意匠権がその設定登録により発生した平成11年8月13日以降は、本件意匠権を侵害したことになるところ、他人の意匠権を侵害した者はその侵害行為について過失があったものと推定される(意匠法40条本文)。このように過失が推定されるのは、意匠権が公司を指してあるところ、前記のとおり、本件登録意匠の意匠の意匠の意匠の意匠の意匠のは、本件登録意匠の意匠の意匠の意匠の意匠のは、それ以前は過失を推定することを知っていたか、知り得たことを首肯させるような事情はかれない。したがって、平成11年11月29日以前の本件意匠権侵害行為については、過失は推定されず、被告服部製鏡の過失を認めることはできない。

マは、過失は推定されず、被告服部製鏡の過失を認めることはできない。

マは、おきないと、不可能を関するもほどである。

イ 被告ランリイは、被告服部製鏡から、原告製品を模倣した被告製品を譲り受けた者であるから、不正競争防止法2条1項3号が適用されるためには、譲受時に、他人の商品の形態を模倣したものであることを知らなかったことにつき少なくとも重過失がなければならない(不正競争防止法11条1項5号)。

前記2の認定事実によれば、原告代表者とAは、平成10年9月21日、 被告ランリイを訪れ、原告代表者が本件写真立てを創作したことを説明し、本件写 真立ての販売の中止を要請したものであるから、被告ランリイには、その翌日である同月22日以降は、原告製品一を模倣したイ号製品及びハー1号製品を販売すること、並びに原告製品二を模倣したロ号製品及び二号製品を販売することにつき、故意又は少なくとも重過失があったものと認められる。仮に被告ランリイが、被告服部製鏡から、本件写真立ては被告服部製鏡代表者が創作したオリジナル商品である旨の説明を受けていたとしても、原告代表者らの説明よりも被告服部製鏡の説明を信ずべきであるとする相当の根拠があったことを認めるに足りる証拠はないから、被告ランリイの故意又は重過失が否定されることはない。

被告ランリイについても、前記アの被告服部製鏡についてと同様に、意匠権の侵害行為について過失があったものと推定されるが、本件登録意匠の意匠公報が発行された平成11年11月29日以前には、本件意匠権が存在することを知っていたか、知り得たことを首肯させるような事情はうかがわれないから、同日以前の本件意匠権侵害行為については、過失は推定されず、過失を認めることはできない。

(8) (関連共同性)

請求原因(8)について検討する。

被告服部製鏡が被告製品を製造しこれを被告ランリイに販売する行為と、被告ランリイが被告製品を販売する行為は、その時、場所、相手方等を異にする別個の行為であり、これらの行為を行っているというだけでは、共同不法行為の成立要件である関連共同性は認められないが、被告らが意思を通じた上一体となって製造行為及び販売行為を分担しているとか、資本的、人的又は取引上の密接な関係を有するような場合は、関連共同性が認められる場合があるといえる。

ころで、前記2の認定事実によれば、被告服部製鏡は、本件写真立てを原 告と被告ランリイにのみ販売し、平成10年12月20日、原告が被告服部製鏡と の取引を中止した後は、本件写真立てを被告ランリイのみに販売しているものと認 められる。そして、前記(7)イのとおり、被告服部製鏡及び被告ランリイには、原告 製品を模倣した被告製品の製造又は販売、本件意匠権の侵害につき、故意、重過失 又は過失があったものと認められる。しかし、前記2の認定事実によれば、本件写真立ては、被告服部製鏡代表者が被告ランリイにサンプルを渡して販売を申し入れたものであり、平成10年9月21日に原告代表者らが被告ランリイを訪れた際、 及び同年10月16日に大阪装粧品工業協同組合の担当者が被告ランリイを訪れた 際、被告ランリイ代表者や被告ランリイの会長のBは、本件写真立ては被告服部製 鏡から購入しているものであるから被告服部製鏡と話し合ってほしい旨述べたもの である。これらの事実に照らせば、被告服部製鏡と被告ランリイが、原告製品を模 倣した被告製品を製造販売すること、本件意匠権を侵害することにつき、意思を通 じた上一体となって製造行為及び販売行為を分担しているとは認められない。乙第 2、第3号証、第7号証、第16号証の1ないし8及び証人Bの証言によれば、被告ランリイは、その費用により、被告製品のパンフレット、カタログを製作したことが認められるが、これらのパンフレット等には、被告ランリイの名称住所等のみとが認められるが、これらのパンフレット等には、被告ランリイの名称住所等のみ が記載され、被告服部製鏡については何ら記載されておらず、これらのパンフレット等は、被告ランリイが自らの営業のために製作したものと認められ、これらのパ ンフレット等を被告ランリイがその費用で作成したことをもって、関連共同性を裏 付ける証拠とすることはできないと解される。その他に、被告らが意思を通じた上 一体となって製造行為及び販売行為を分担していることを認めるに足りる証拠はな く、被告らが資本的、人的又は取引上の密接な関係を有することを認め得る証拠も ない。

そうすると、本件において、被告らの行為の間に関連共同性は認められず、 共同不法行為の成立は認められない。原告は、被告ごとに損害賠償を請求すること ができるにとどまる。

(9) (損害額の計算期間)

これまで検討したところによると、被告服部製鏡は、被告製品の製造販売を始めたときから、不正競争防止法2条1項3号、4条に基づく損害賠償責任を負い、平成11年11月29日からは、本件意匠権侵害に基づく損害賠償責任も負う。また、被告ランリイは、平成10年9月22日から、不正競争防止法2条1項3号、4条に基づく損害賠償責任を負い、平成11年11月29日からは、本件意匠権侵害に基づく損害賠償責任も負う。

なお、前記(6)ウのとおり、原告は、不正競争防止法2条1項3号、4条に基づき、原告製品が最初に販売された日から起算して3年を経過した平成13年9月

4日までの被告らの行為につき損害賠償を請求し得るものと解される。

(10) (逸失利益)

原告は、不正競争防止法に基づき、原告製品1個当たりにつき得る利益に被告ランリイが販売した被告製品の数量を乗じることによって算出される逸失利益の 請求をする。

しかし、乙第16号証の1ないし8、証人Bの証言、被告服部製鏡代表者本人尋問の結果及び弁論の全趣旨によれば、本件意匠の写真立ては原告製品と被告製品しかなかったことが認められるものの、被告服部製鏡は、被告製品以外の写真立てを製造販売していたこと、被告ランリイも、被告製品と同サイズ等の他の種類の写真立てを販売していたこと、その他の業者により多くの種類の写真立てが製造販売されていたことが認められ、これらの事実に照らすと、被告らによる被告製品の表達販売がなかったとしても、その販売数量分だけ原告の販売数量の減少が生じたとは認められないし、被告らによる被告製品の製造販売により原告の販売数量がどの程度減少したかを認定できる的確な証拠もない。

したがって、不正競争防止法に基づく逸失利益の請求は、認めることができない。

(11) (意匠法39条1項に基づく損害額)

前記(9)のとおり、被告らは、平成11年11月29日から本件意匠権侵害に基づく損害賠償責任を負うから、意匠法39条1項に基づく損害額は、原告が原告製品1個当たりにつき得る利益に、同日以降の被告ランリイの販売数量を乗じて求めることができる。

ア (原告製品1個当たりの利益)

(ア)(販売価格)

原告製品の販売価格につき、請求原因(10)ア(ア)の事実は、当事者間に争いがない。

(イ) (原価)

a 原告製品の原価につき、請求原因(10)ア(イ)aないしdの事実は当事者間に争いがない。

b 請求原因(10)ア(イ)eの事実のうち、原告が、原告製品の小売店等への運送を西濃運輸株式会社に依頼していることは、当事者間に争いがない。 原告は、1ケース当たりの運送費600円を、各原告製品が1ケース

原告は、1ケース当たりの運送費600円を、各原告製品が1ケースに入り得る個数で除した額をもって、各原告製品1個当たりの運送費である旨主張する。しかし、甲第27号証の1ないし7及び弁論の全趣旨によれば、原告は、本件写真立てとその他の原告の製品を取り混ぜて取引先に送付しており、取引先に送付される製品の個数は、1ケースに入り得る原告製品の個数よりも少ない場合がかなりあるものと認められるから、原告製品1個当たりの運送費は、原告の主張する額よりも多いものと認められる。

他方、被告らは、証拠上(甲第27号証の1ないし7)明らかにされた原告の個別の取引の内容に基づき、運送費の総額に、総売上中に占める原告製品の売上の割合を乗じることによって原告製品についての運送費の合計を求め、それを原告製品の個数で除することにより、原告製品1個当たりの運送費を求める旨主張する。しかし、甲第27号証の6によれば、原告が、取引先から、製品の代金とは別に運送費を徴収している場合があることが認められるから、利益の計算に当たり、運送費のすべてを経費として原告製品の販売額から差し引くのも相当とはいえず、運送費は、被告の主張する額よりは少ないものと認められる。

これらの事情を含め、本件訴訟に提出された全証拠及び弁論の全趣旨により認められる諸般の事情を考慮すると、原告製品の運送費は、1個当たり10円と認めるのが相当である。

c 原告製品についての利益を算出するに当たり売上から差し引くべき運送費以外の販売費及び一般管理費は、乙第24(原告の損益計算書)、第25号証(原告の販売費及び一般管理費内訳書)その他本件訴訟に提出された全証拠及び弁論の全趣旨により認められる諸般の事情を考慮し、販売価格の5%と認めるのが相当である。そうすると、運送費以外の販売費及び一般管理費は、次のとおりである。

サイズ大 27円 (540円×5/100=27円) サイズ中 22円 (441円×5/100=22円)

```
サイズ小 16.8円
        (337.5円×5/100=16.8円)
原告製品の原価は、本体、中紙、ストッパーシール、外装箱、運送
費、運送費以外の販売費及び一般管理費の価格の合計であり、次のとおりである。
          サイズ大 337.65円
           (275 \text{ H} + 8 \text{ H} + 1.65 \text{ H} + 16 \text{ H} + 10 \text{ H} + 27 \text{ H} = 33
7.65円)
          サイズ中 286.35円
           (240円+5.2円+1.65円+7.5円+10円+22円=
286. 35円)
          サイズ小 225. 55円
           (185円+4.6円+1.65円+7.5円+10円+16.8
円=225.
        55円)
    (ウ)(利益)
       原告が原告製品の販売によって原告製品 1 個当たりにつき得る利益は、
請求原因(10)ア(ア)の販売価格から前記(イ) dの原価を差し引くことにより求められ、その額は、次のとおりである。
        サイズ大
               202.35円
         (540円-337.65円=202.35円)
        サイズ中 154. 65円
         (441  円 -286.35  円 = 154.65  円)
        サイズ小 111.95円
         (337.5円-225.55円=111.95円)
   イ(販売数量)
    (ア) (総販売数量)
        被告ランリイの販売数量につき、請求原因(10)イ(ア)のうち、別紙第
1-1表 (ハ-2号 (PC1100、PC1101) を除く。)、及び被告ランリイが小売店等に販売した各被告製品ごとの数量の合計 (ハ-2号 (PC1100、PC1101) を除く。)が次のとおりであることは、当事者間に争いがない。
イ号サイズ大 (PC55) 1684個
イ号サイズ中 (PC53) 4721個
          イ号サイズ小(PC51)
                                    2932個
          ロ号サイズ大(PC54)
                                    2412個
          ロ号サイズ中(PC52)
                                    5302個
          ロ号サイズ小(PC50)
                                    3254個
          ハー1号サイズ大(LC1001)
                                    1134個
          ハ-1号サイズ大(PC1105)
                                    2051個
          ハー1号サイズ中(LC801)
                                    3345個
          ハー1号サイズ小(LC601)
                                    4881個
           ニ号サイズ大(LC1000)
                                    2178個
          二号サイズ中(LC800)
                                    6673個
          二号サイズ小(LC600)
                                    6547個
b ところで、後記(12)イのとおり、被告服部製鏡が被告ランリイへ販売した被告製品の数量が請求原因(12)イのとおり(ただしハー2号(PC1100、PC1101)を除く。)であることは、当事者間に争いがない。その数量を示す
と、次のとおりである。
          イ号サイズ大(PC55)
                                    2252個
          イ号サイズ中(PC53)
                                    5626個
          イ号サイズ小(PC51)
                                    2973個
          ロ号サイズ大(PC54)
                                    2551個
          ロ号サイズ中(PC52)
                                    6110個
          ロ号サイズ小(PC50)
                                    3704個
          ハー1号サイズ大(LC1001)
                                    3 1 5 7 個
          ハー1号サイズ大(PC1105)
                                     672個
          ハー1号サイズ中(LC801)
                                    4062個
          ハー1号サイズ小(LC601)
                                    5441個
          二号サイズ大(LC1000)
                                   2604個
          二号サイズ中(LC800)
                                   6741個
```

二号サイズ小(LC600)

6542個

c 被告ランリイは被告製品を被告服部製鏡のみから仕入れていたことから、被告ランリイの販売数量は被告服部製鏡の販売数量と同数かそれより少ないはずである。そこで、前記aの被告ランリイの販売数量と、前記bの被告服部製鏡の販売数量と、前記bの被告服部製鏡の販売数量を比べると、ハー1号サイズ大(PC1105)について、前者が2051個であるのに対し、後者は672個であり、前者が後者より多くなっているいし、乙第16号証の1、7、証人Bの証言、被告服いう品番の写真立てをPCという品番の写真立てをPCという品番で販売している。そこで、被告リンリイは、LCという品番の写真立てをPC1105は寸法も形態も同一であったことが認められる。そうすをといり、日においてのは、日により、PC1105の品番で販売されたことが認められる。との日により、PC1105の品番で販売されたことが被告ランリイが小売店等に販売した被告製品の数量と、被告服部といるのと認められる。LC1001とPC1105の数量の合計を比較する必要があるものと認められる。LC1105の数量の間に矛盾がないがを検討するによいで3185個(1134個+2051個=3185個)、前記bの被告服部製鏡の販売が後者より少ない。したがって、これらの数量の間に矛盾はない。

は、二号サイズ小 (LC600)について、前者は6547個、後者は6542個で、前者は後者より多い。ところで、甲第18、第19号証、第20号証の1、2及び弁論の全趣旨によれば、別紙第1-1表記載の数量は、第2の高品別売数量は、甲第20号証の1、2(被告ランリイの販売数量は、甲第20号証の1、2(被告ランリイの販売数量は、甲第20号証の1、2(被告ランリイの販売数量は、甲第18号証のであり、他方、前記bの被告別売上帳)に基づいて算出されたものであり、他方、前記bの被告別売上帳)に基づいて第18号証(被告服部製鏡の被告ランリイ工業に対する請求書)に基づいて第18号証(被告服部製鏡の被告ランリイ工業に対する売上帳)、されたが、第19号であり、これの数量は、いずれも相当の根拠に基づいて第18号である。第18号である。に対して、前者のおが設置されていが後者ののより多いではなく、前者のみられると断定者ともとないが、前者が後者とののが相当である。したがって、被告ランリイによる二号サイズ小(LC600の販売数量は、合計6542個と認めるのが相当である。

(イ)(平成11年11月29日以降の販売数量)

a 被告らは、平成11年11月29日から本件意匠権侵害につき損害賠償責任を負うから、意匠法39条1項に基づいて損害額を算出するに当たっては、同日以降の被告ランリイの販売数量を基礎とすべきである。

イ号サイズ大(PC55) (131個×2日/30日=8個) イ号サイズ中(PC53) 35個 (533個×2日/30日=35個) イ号小(PC51) 15個 (231個×2日/30日=15個) ロ号サイズ大(PC54) 10個 (150個×2日/30日=10個) 口号サイズ中(PC52) 38個 (581個×2日/30日=38個) 口号サイズ小(PC50) 15個 (234個×2日/30日=15個) ハー1号サイズ中(LC801) 4個

```
(68個×2日/30日=4個)
         ハー1号サイズ小(LC601)
                                 4個
          (61個×2日/30日=4個)
         二号サイズ大(LC1000)
                                 Ο個
          (14個×2日/30日=0個)
         ニ号サイズ小(LC600)
                                 1個
          (24個×2日/30日=1個)
c 上記販売数量を含め、平成11年11月29日以降の被告ランリイの販売数量をまとめると、別紙第1-3表のとおりとなる。なお、前記(ア) dのとおり、被告ランリイによる二号サイズ小(LC600)の販売数量は、第1-1表及
び前記(ア)a記載の6547個よりも5個少ない6542個と認められるから、
の差の5個についても、二号サイズ小(LC600)の販売数量の算出に当たり差し引くこととする。そうすると、平成11年11月29日以降の被告ランリイの販
売数量は、次のとおりである。
         イ号サイズ大 (PC55)
イ号サイズ中 (PC53)
                                  607個
                                 1728個
         イ号サイズ小 (PC51)
                                 1013個
         ロ号サイズ大(PC54)
                                  937個
         ロ号サイズ中(PC52)
                                 2228個
         ロ号サイズ小(PC50)
                                 1364個
         ハー1号サイズ大(PC1105)
                                   2 4 個
         ハ-1号サイズ中(LC801)
                                   7 1 個
         ハー1号サイズ小(LC601)
                                   99個
         ニ号サイズ大(LC1000)
ニ号サイズ小(LC60<u>0</u>)
                                   3 1個
                                  241個
         上記cの被告製品のうち原告製品のサイズ大に相当するものは、イ
号サイズ大(PC55)、ロ号サイズ大(PC54)、ハー1号サイズ大(PC1
       二号サイズ大(LC1000)であり、平成11年11月29日以降の
これらの被告製品の販売数量の合計は、1599個である。
(607個+937個+24個+31個=1599個)
② 上記 c の被告製品のうち原告製品のサイズ中に相当するものは、イ
号サイズ中(PC53)、ロ号サイズ中(PC52)、ハー1号サイズ中(LC8
O1)であり、平成11年11月29日以降のこれらの被告製品の販売数量の合計
は、4027個である。
          (1728個+2228個+71個=4027個)
③ 上記 c の被告製品のうち原告製品のサイズ小に相当するものは、イ号サイズ小(PC51)、口号サイズ小(PC50)、ハー1号サイズ小(LC601)、二号サイズ小(LC600)であり、平成11年11月29日以降のこれ
らの被告製品の販売数量の合計は、2717個である。
          (1013個+1364個+99個+241個=2717個)
  ウ (損害額)
     各サイズごとに、原告が原告製品1個当たりにつき得る利益(前記ア
(ウ)) に、平成11年11月29日以降の被告ランリイの販売数量(前記イ(イ)d
①ないし③)を乗じた金額は次のとおりであり、その合計は125万0500円で
ある。
     サイズ大
             32万3557円
      (202. 35円×1599個=32万3557円)
     サイズ中
              62万2775円
      (154.65円×4027個=62万2775円)
     サイズハ
              30万4168円
      (111.
            95円×2717個=30万4168円)
              125万0500円
      (32万3557円+62万2775円+30万4168円=125万0
500円)
     したがって、原告は、意匠法39条1項に基づき、125万0500円を
請求することができる。
```

(12) (被告服部製鏡の利益) ア(被告服部製鏡の被告製品1個当たりの利益)

```
(ア) (販売価格)
     請求原因(12)ア(ア)の事実のうち、被告服部製鏡の被告ランリイへの販
売価格が次のとおりであることは、当事者間に争いがない。
      ハー1号サイズ大(LC1001)、二号サイズ大(LC1000)
275円
      ハー1号サイズ中(LC801)、二号サイズ中(LC800)
        220円
       ハー1号サイズ小(LC601)、二号サイズ小(LC600)
        165円
     甲第19号証及び弁論の全趣旨によれば、被告服部製鏡の被告ランリイ
への販売価格は、上記のほか、次のとおりであると認められる。
       イ号サイズ大(PC55)、ロ号サイズ大(PC54)
        285円
      ハー1号サイズ大(PC1105)
        270円
       イ号中(PC53)、口号中(PC52)
        235円
       イ号サイズ小 (PC51)、口号サイズ小 (PC50)
        175円
   (イ)(原価)
      請求原因(12)ア(イ)につき、別紙第2-1表のうち、次の部分は当事
者間に争いがない。
        イ号サイズ大(PC55)、ロ号サイズ大(PC54)、ハー1号
サイズ大(LC1001、PC1105)、二号サイズ大(LC1000)につい
         アルミ枠材料費
                          46円
         脚材料費
                          2 1円
         脚曲げ加工費
                           3円
         ガラス材料費
                          12円
         ガラス切断加工費
ガラス面取り加工費
ネジ2本
                           8円
                          10円
                          20円
         化粧箱
                          16円
        イ号サイズ中(PC53)、口号サイズ中(PC52)、ハー1号
サイズ中(LC801)、二号サイズ中(LC801)について
         アルミ枠材料費
                          37円
         脚材料費
                          18円
         脚型抜き加工費
                           5円
         脚曲げ加工費
                           2円
         ガラス材料費
                           6円
                           4円
         ガラス切断加工費
         ガラス面取り加工費
                           8円
         ネジ2本
                          20円
         化粧箱
                          13円
        イ号サイズ小(PC51)、口号サイズ小(PC50)、ハー1号
サイズ小(LC601)、二号サイズ小(LC600)について
                          28円
         アルミ枠材料費
         脚材料費
                          13円
                           5円
         脚型抜き加工費
         脚曲げ加工費
                           2円
                           4. 5円
2. 5円
         ガラス材料費
         ガラス切断加工費
         ガラス面取り加工費
ネジ2本
                           5円
                          20円
         化粧箱
                          12円
                           1. 4円
         カートンケース
       乙第17ないし第19号証、第22号証その他本件訴訟に提出された
全証拠及び弁論の全趣旨により認められる諸般の事情を考慮すると、前記aの争い
```

```
のない部分以外の被告製品の原価は、次のとおり認めるのが相当である。
        イ号サイズ大(PC55)、口号サイズ大(PC54)、ハー1号
サイズ大(PC1105)について
         アルミ枠切断費
                            10円
         脚型抜き加工費
                             6円
         透明裏板切断費
                            10円
         接着剤
                             7円
         カートンケース
ビニール袋
                             2. 3円
                             3. 4円
         両面テープ
                             1円
         組立等工賃
                            30円
                             6円
         ゴムワッシャー
         営業経費
                            12円
        ハー1号サイズ大(LC1001)、二号サイズ大(LC100
0) について
         アルミ枠切断費
                            10円
         脚型抜き加工費
                             6円
         透明裏板切断費
                            10円
         接着剤
                             7円
         カートンケース
                             2. 3円
         ビニール袋
                             3. 4円
                             1円
         両面テープ
         組立等工賃
                            28円
         写真代
                             8円
         営業経費
                            12円
         イ号サイズ中(PC53)、ロ号サイズ中(PC52)について
         アルミ枠切断費
                             8円
         透明裏板切断費
                             7円
                             5円
         接着剤
         カートンケース
ビニール袋
                             2.
                                2円
                             2円
         両面テープ
                             0.
                                7円
         組立等工賃
                            25円
         ゴムワッシャー
                             6円
         営業経費
                             9円
        ハー1号サイズ中(LC801)、二号サイズ中(LC800)に
ついて
         アルミ枠切断費
                             8円
         透明裏板切断費
                             7円
         接着剤
                             5円
         カートンケース
                               2円
         ビニール袋
                             2円
                               7円
         両面テー
                             0.
                            23円
         組立等工賃
         写真代
                             7円
         営業経費
                             9円
         イ号サイズ小(PC51)、ロ号サイズ小(PC50)について
         アルミ枠切断費
                             6円
                             5円
         透明裏板切断費
                             3円
         接着剤
         ビニール袋
両面テープ
                               1円
                             1.
                             0.
                                5円
         組立等工賃
                            18円
         ゴムワッシャー
                             6円
         営業経費
                             7円
        ハー1号サイズ小(LC601)、二号サイズ小(LC600)に
ついて
         アルミ枠切断費
                             6円
```

```
5円
          透明裏板切断費
                              3円
          接着剤
          ビニール袋
                              1. 1円
          両面テープ
                              0.5円
                             15円
          組立等工賃
          写真代
                              6円
          営業経費
                              7円
       以上の被告製品の原価をまとめると別紙第2-3表のとおりとなり、
各被告製品の原価(合計)は、次のとおりである。
イ号サイズ大(PC55)、ロ号サイズ大(PC54)、ハー1号
サイズ大(PC1105)
          223.7円
          (46円+10円+21円+6円+3円+12円+8円+10円
+10円+20円+7円+16円+2.3円+3.4円+1円+30円+6円+1
2円=223.7円)
        ハー1号サイズ大(LC1001)、二号サイズ大(LC100
0)
          223.7円
          (46円+10円+21円+6円+3円+12円+8円+10円
+10円+20円+7円+16円+2.3円+3.4円+1円+28円+8円+1
2円=223.7円)
        イ号サイズ中(PC53)、口号サイズ中(PC52)
          177.9円
          (37円+8円+18円+5円+2円+6円+4円+8円+7円
+20 円 +5 円 +13 円 +2 . 2 円 +2 円 +0 . 7 円 +2 5 円 +6 円 +9 円 =1 7
7. 9円)
        ハー1号サイズ中(LC801)、二号サイズ中(LC800)
          176.9円
          (37円+8円+18円+5円+2円+6円+4円+8円+7円
+20円+5円+13円+2.2円+2円+0.7円+23円+7円+9円=17
6. 9円)
        イ号サイズ小 (PC51)、口号サイズ小 (PC50)
          140円
            (28円+6円+13円+5円+2円+4.5円+2.5円+
5円+5円+20円+3円+12円+1.4円+1.1円+0.5円+18円+6
円+7円=140円)
        ハー1号サイズ小(LC601)、二号サイズ小(LC600)
          137円
          (28円+6円+13円+5円+2円+4.5円+2.5円+5
円+5円+20円+3円+12円+1.4円+1.1円+0.5円+15円+6円
+7円=137円)
   (ウ) (利益)
被告服部製鏡が被告製品1個当たりにつき得る利益は、販売価格(前記(ア))から原価(前記(イ)c)を差し引くことにより求められ、次のとおりであ
る。
       イ号サイズ大 (PC55)、口号サイズ大 (PC54)
        61. 3円
         (285 \text{ 円} - 223.7 \text{ 円} = 61.3 \text{ 円})
       ハー1号サイズ大(PC1105)
        46. 3円
       (270円-223.7円=46.3円)
ハ-1号サイズ大(LC1001)、二号サイズ大(LC1000)
         51.3円
         (275 \text{ P} - 223.7 \text{ P} = 51.3 \text{ P})
       イ号サイズ中(PC53)、口号サイズ中(PC52)
        57.1円
         (235円-177.9円=57.1円)
       ハー1号サイズ中(LC801)、二号サイズ中(LC800)
```

```
43.1円
         (220 \text{ P} - 176.9 \text{ P} = 43.1 \text{ P})
       イ号サイズ小(PC51)、口号サイズ小(PC50)
         35円
         (175円-140円=35円)
       ハー1号サイズ小(LC601)、二号サイズ小(LC600)
         28円
         (165円-137円=28円)
  イ(被告服部製鏡の販売数量)
     請求原因(12)イの事実は、ハー2号(PC1100、PC1101)を除
  当事者間に争いがない。
    (被告服部製鏡の利益)
     被告服部製鏡が被告製品の販売により得た利益は、被告製品1個当たりに
つき得る利益(前記ア(ウ))に、被告製品の販売数量(請求原因(12)イ。ただし、ハー2号(PC1100、PC1101)を除く。)を乗じることにより求められ、その合計は232万6028円である。
      イ号サイズ大(PC55)
                            13万8047円
       (61. 3円×2252個=13万8047円)
      イ号サイズ中(PC53)
                            32万1244円
       (57.1円×5626個=32万1244円)
      イ号サイズ小(PC51)
                            10万4055円
       (35円×2973個=10万4055円)
      ロ号サイズ大(PC54)
                            15万6376円
       (61.3円×2551個=15万6376円)
      ロ号サイズ中(PC52)
                            34万8881円
       (57.1円×6110個=34万8881円)
      口号サイズ小(PC50)
                            12万9640円
       (35円×3704個=12万9640円)
      ハー1号サイズ大(LC1001) 16万1954円
(51_3円×3157個=16万1954円)
      ハー1号サイズ大(PC1105)
                             3万1113円
       (46.3円×672個=3万1113円)
      ハー1号サイズ中(LC801) 17万5072円
       (43.1円×4062個=17万5072円)
      ハー1号サイズ小(LC601) 15万2348円
       (28円×5441個=15万2348円)
      ニ号サイズ大(LC1000)
                            13万3585円
       (51.3円×2604個=13万3585円)
      二号サイズ中(LC800)
                            29万0537円
       (43.1円×6741個=29万0537円)
      二号サイズ小(LC600)
                            18万3176円
       (28円×6542個=18万3176円)
                       合計 232万6028円
       (13万8047円+32万1244円+10万4055円+15万6
376円+34万8881円+12万9640円+16万1954円+3万111
3円+17万5072円+15万2348円+13万3585円+29万0537
円+18万3176円=232万6028円)
     被告らは、被告服部製鏡では、売掛金に対する返品及び歩引の割合は、約
  8%であり、被告服部製鏡が得る利益の割合は、これを差し引いた98. 2%
であるから、これを乗じた金額が、被告服部製鏡が最終的に得た利益である旨主張する。しかし、乙第23号証及び弁論の全趣旨によれば、ここでいう返品及び歩引の割合は、売掛金に対するものであり、この割合を、被告製品の販売額から原価を差し引いて得た利益額から更に差し引くのは相当ではない。また、本件訴訟に提出
された全証拠及び弁論の全趣旨により認められる諸般の事情を考慮すると、ここで
いう返品及び歩引は、利益を算出する過程で売上から差し引いた経費の中において
既に評価されているものと認めるのが相当である。したがって、この点に関する被
告らの主張は、採用することができない。
(13)(被告ランリイの利益)
```

ア(ア) 甲第20号証の1、2及び弁論の全趣旨によれば、被告ランリイの粗 利益(売上額から仕入額を差し引いた額)は、別紙第1-2表(ハ-2号(PC1 100、PC1101)を除く。)のとおりであったことが認められる。

前記(9)のとおり、被告ランリイは、平成10年9月22日から、不正競

争防止法2条1項3号、4条に基づく損害賠償責任を負う。

学防止法と深「頃3号、4家に巻うく頃吉照頂貝はで良う。 (イ) 別紙第1-1表、第1-2表によれば、ハー1号サイズ大(LC10 01、PC1105)、ハー1号サイズ中(LC801)、ハー1号サイズ小(L C601)、二号サイズ大(LC1000)、二号サイズ中(LC800)、二号 サイズ小(LC600)は、平成10年9月に販売されているが、同月22日以降 に販売された分についての粗利益は明らかではない。そこで、同日以降販売された 粗利益は、日割りによって算出するのが相当である。平成10年9月の被告ランリ イの粗利益のうち、同月22日以降の9日間の粗利益は、次のとおり認めるのが相 当である。

```
ハー1号サイズ大(LC1001)
                   1万0121円
(3万3740円×9日/30日=1万0121円)
ハー1号サイズ大(PC110<u>5</u>)
                      4374円
(1万4580円×9日/30日=4374円)
ハー1号サイズ中(LC801)
                   2万1823円
(7万2744円×9日/30日=2万1823円)
ハー1号サイズ小(LC601) 1万2191円
(4万0638円×9日/30日=1万2191円)
二号サイズ大(LC1000)
                   1万8391円
(6万1305円×9日/30日=1万8391円)
二号サイズ中(LC800)
                   2万1328円
(7万1096円×9日/30日=2万1328円)
二号サイズ小(LC600)
                   1万6944円
(5万6481円×9日/30日=1万6944円)
```

上記粗利益を含め、平成10年9月22日以降の被告ランリイの粗利 益をまとめると、別紙第1-4表のとおりとなる。なお、前記(11)イ(ア) dのとおり、二号サイズ小(LC600)の販売数量は、第1-1表及び前記(11)イ(ア) a 記載の6547個よりも5個少ない6542個と認められるから、この差の5個分 についても、二号サイズ小(LC600)の粗利益の算出に当たり差し引くことと 二号サイズ小(LC600)の平成10年9月22日から平成12年7月末日 までの粗利益合計の35万3994円の5/6547に当たる270円を差し引く こととする(35万3994円×5/6547=270円)

そうすると、平成10年9月22日以降の被告ランリイの各被告製品ご との粗利益は、次のとおりであり、その合計は354万5476円である。 イ号サイズ大(PC55) 17万9740円

```
イ号サイズ中(PC53)
                   42万8841円
                   22万5730円
イ号サイズ小(PC51)
ロ号サイズ大(PC54)
                   25万9985円
ロ号サイズ中(PC52)
                   491001円
ロ号サイズ小(PC50)
                   25万5468円
ハー1号サイズ大(LC1001)
                    7万5451円
ハ-1号サイズ大(PC1105)
                   17万2039円
ハー1号サイズ中(LC801)
                   21万2043円
ハー1号サイズ小(LC601)
                   23万3774円
二号サイズ大(LC1000)
                   15万6196円
二号サイズ中(LC800)
                   50万1484円
二号サイズ小(LC600)
                   35万3724円
                  354万5476円
              合計
```

(17万9740円+42万8841円+22万5730円+25万 9985円+491001円+25万5468円+7万5451円+17万203 9円+21万2043円+23万3774円+15万6196円+50万1484 円+35万3724円=354万5476円)

本件訴訟に提出された全証拠及び弁論の全趣旨により認められる諸般の事 情を考慮すると、被告ランリイの粗利益から変動経費を控除した利益は、上記粗利 益の70%に当たる248万1833円と認めるのが相当である。

(354万5476円×70/100=248万1833円)

(14) (損害額のまとめ)

以上によれば、原告が被告服部製鏡に対して請求し得る損害賠償の額は、意匠法39条1項に基づき125万0500円又は不正競争防止法5条1項に基づき232万6028円であると認められるところ、原告は多額の方を請求する趣旨であるから、原告の被告服部製鏡に対する請求は、232万6028円につき認められる。

原告が被告ランリイに対して請求し得る損害賠償の額は、意匠法39条1項に基づき125万0500円又は不正競争防止法5条1項に基づき248万1833円であると認められるところ、原告は多額の方を請求する趣旨であるから、原告の被告ランリイに対する請求は、248万1833円につき認められる。5よって、本訴請求は、次の請求の限度で理由があるからこれを認容し、その余は失当であるからこれを棄却し、訴訟費用の負担につき民事訴訟法61条、64条本文、65条1項を、仮執行宣言につき同法259条1項をそれぞれ適用して、主文のとおり判決する。

- (1) 被告服部製鏡に対する本件意匠権に基づくイ号製品、ロ号製品、ハー1号製品及び二号製品の製造、販売及び販売のための展示の差止めの請求
- (2) 被告ランリイに対する本件意匠権に基づくイ号製品、ロ号製品、ハー1号製品及び二号製品の販売及び販売のための展示の差止めの請求
- (3) 被告服部製鏡に対する不正競争防止法2条1項3号、4条、5条1項に基づく損害賠償232万6028円及びこれに対する不法行為(不正競争)の後である平成12年9月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払の請求
- (4) 被告ランリイに対する不正競争防止法2条1項3号、4条、5条1項に基づく損害賠償248万1833円及びこれに対する不法行為(不正競争)の後である平成12年9月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払の請求

大阪地方裁判所第21民事部

 裁判長裁判官
 小
 松
 一
 雄

 裁判官
 中
 平
 健

 裁判官
 田
 中
 秀
 幸

(別紙)

原告製品目録一原告製品目録二イ号製品目録 ロ号製品目録ハー1号製品目録ハー2号製品目録 二号製品目録第1-1表第1-2表第1-3表 第1-4表第2-1表第2-2表第2-3表